

令 和 3 年 度

南 三 陸 町 議 会 会 議 錄

6月会議 6月1日 開 会
 6月7日 散 会

南 三 陸 町 議 会

令和 3 年 6 月 7 日 (月曜日)

令和 3 年度南三陸町議会 6 月会議会議録

(第 5 日目)

令和3年度南三陸町議会 6月会議会議録第5号

令和3年6月7日（月曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐	藤	仁	君		
副	町	長	最	知	明	広	君

会計管理者兼会計課長	三 浦	浩 君
総務課長	及 川	明 君
企画課長	佐 藤	宏 明 君
企画課震災復興企画調整監	桑 原	俊 介 君
管財課長	阿 部	彰 君
町民税務課長	佐 藤	正 文 君
保健福祉課長	大 森	隆 市 君
環境対策課長	糟 谷	克 吉 君
農林水産課長	山 内	長 弘 君
商工観光課長	千 葉	啓 君
建設課長	及 川	幸 弘 君
上下水道事業所長	阿 部	明 広 君
歌津総合支所長	三 浦	勝 美 君
南三陸病院事務部事務長	後 藤	正 博 君

教育委員会部局

教育長	齊 藤	明 君
教育委員会事務局長	菅 原	義 明 君

監査委員部局

代表監査委員	芳 賀	長 恒 君
事務局長	男 澤	知 樹 君

農業委員会部局

事務局長	山 内	長 弘 君
------	-----	-------

事務局職員出席者

事務局長	男 澤	知 樹
次長兼総務係長 兼議事調査係長	高 橋	伸 彦

議事日程 第5号

令和3年6月7日（月曜日）

午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議案第 8 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 4 議案第 9 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 5 議案第 10 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 6 議案第 11 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 7 議案第 12 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 8 議案第 13 号 町有林樹木の売払いについて
- 第 9 議案第 14 号 町有林樹木の直営生産事業代行委託について
- 第 10 議案第 15 号 字の区域の変更について
- 第 11 議案第 16 号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 第 12 議案第 17 号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 第 13 議案第 18 号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 第 14 議案第 19 号 令和 3 年度南三陸町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 15 同意第 2 号 南三陸町農業委員会の委員の任命について
- 第 16 同意第 3 号 南三陸町農業委員会の委員の任命について
- 第 17 同意第 4 号 南三陸町農業委員会の委員の任命について
- 第 18 同意第 5 号 南三陸町農業委員会の委員の任命について
- 第 19 同意第 6 号 南三陸町農業委員会の委員の任命について
- 第 20 同意第 7 号 南三陸町農業委員会の委員の任命について
- 第 21 同意第 8 号 南三陸町農業委員会の委員の任命について
- 第 22 同意第 9 号 南三陸町農業委員会の委員の任命について
- 第 23 同意第 10 号 南三陸町農業委員会の委員の任命について
- 第 24 請願 1 の 1 御前下地内における水害対策に関する請願書
- 第 25 発議第 1 号 町道横断 1 号線の整備促進に関する要望書の提出について
- 第 26 発委第 1 号 消消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会廃止にかかる決議
について
- 第 27 議員派遣について
(第 5 号の追加 1)
- 第 1 会議録署名議員の追加指名

本日の会議に付した事件

日程第 1 から 日程第 2 7 まで

(第 5 号の追加 1) 日程第 1

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。御苦労さまです。

本日もよろしくお願ひをいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、本会議を再開いたします。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において11番星喜美男君、12番菅原辰雄君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（三浦清人君） 日程第2、諸般の報告を行います。

お手元に配付しておりますとおり、本6月会議に町長提出議案9件が追加して提出され、これを受け受理しております。

次に、お手元に配付しておりますとおり、議員提出議案1件、委員会提出議案1件が提出され、これを受理しております。

次に、監査委員よりお手元に配付しておりますとおり、随時監査報告書並びに財政援助団体監査報告書が提出されております。

次に、当局から議案第16号関係参考資料の提出がありましたので、お手元に配付したとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第8号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第3、議案第8号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。ただいま上程されました議案第8号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、平成30年度西戸橋橋梁災害復旧工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは議案書25ページをお開きください。議案第8号工事請負変更契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

契約の目的、平成30年度西戸橋橋梁災害復旧工事でございます。

契約金額、変更前3億6,939万4,920円、変更後3億7,175万9,920円。236万5,000円の増でございます。

契約の相手方、株式会社阿部伊組でございます。

議案参考資料24ページをお開きください。こちらのほうには主な工事の変更内容を記載をさせていただいてございます。

まず大きく第1点、作業ヤードの整備工でございます。約3,400立米ほどの仮設ヤードの土砂につきまして、県工事等と調整を取りまして転用する予定としてございましたが、調整がちょっと取れず、場内運搬0.3キロを見越してございましたが、2.3キロ戸倉小学校跡地までちょっと運ばざるを得なくなったということで200万円の増でございます。それと道路改良工事、45号線ということでございます。現地精査による路側防護柵工の増工と書いてございますが、本来従前からありましたガードレールをそのまま使用する予定としてございましたが、コンクリートに埋設されているということもございまして、そのまま流用するのはちょっと困難ということで、48メートルほど新規で設置をするものでございます。それに伴いまして約100万円の増ということでございます。

1枚おめくりをいただきまして、25ページにはその運搬経路の変更の概要、それとあと防護柵の位置等につきまして記載をさせていただいてございます。

26ページには工事請負変更仮契約書を添付をさせていただいてございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願います。

4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） おはようございます。西戸橋ということで、今課長から説明を受けまし

たが、震災に当たってはこの西戸には2つの橋がありました。そして今回6メートルの1つの橋になったという、基本的には原形復旧ということで、私も前回の予算の時に説明を受けましたが、2つできるものだろうというような形で軽く考えていましたが、今回1つということで、地区民のほうから苦情とかそういったものはなかったのか。地区民の合意の下での今回の整備した橋1本ということなのか、その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問でございますが、議員おっしゃるとおり従前は2橋ございました。ただそれ違いもできない狭隘な橋梁ということもございまして、地区のほうにもお知らせをした上で2つ合わせて、あと災害復旧としても2橋を1橋にすることを県のほうからお認めをいただきまして、地区のほうには5月の中旬ですか、開通いたしましたが、その際にも独自で地区のほうでテープカットということで、非常に喜んでいただいているというのが実情でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 地区が納得を得て喜んでいるのでしたらば、私は何の問題もないと思いますが、しかしながら県と町のほうからこういった橋を造りますと提示されて、地区民が、いや、昔は2つあったので2つ欲しいんだと、そういう要望がなかなか住民の地区民の中から声が出しつらい環境が私はあると思うので、今後大体公共事業が町長も話しているとおり、大体もう終わりの方向で進んでいるということなので、取りあえず地区民の声を私は大事にしてほしいと思います。あそこには西戸地区の慰靈碑も立派に数百万かけて立ててありますので、一般の人、西戸に住んでいた人も行き来しますので、道路の橋も含めてですがその先の道路に関しても安全対策、その辺を十分に取っているのか、最後にその辺の話をお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 安全対策と呼べるかどうかはあれですが、西戸橋から渡りまして、旧西戸線のほうに行く途中のところですが、舗装させていただくこととしてございます。ただし今西戸集落側の約半分については、既に舗装してございますが、その舗装区間と西戸橋の間、約160メートルほど、こちらのほうは今未舗装でございます。それにつきましては県のほうから防潮堤工事でこのルートを使うので、せっかく新しくした舗装を傷める可能性があるので、防潮堤工事が終わるまでちょっと待っていただけないかという御相談を受けまして、県の防潮堤工事の終了後に新たに舗装するということとしてございます。以上でござい

ます。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） おはようございます。何点か伺いたいと思います。

まず第1点目なんですけれども、先ほど課長の説明ですと、ガードレール48メートルと説明あったようなんですが、私の聞き違いか、資料のほう25ページですと82メートルとあるんですが、その中の四十何メートルなのか。ガードレール、新しい材料にするということで、そこのところをもう少し確認をお願いしたいんですけども、あったやつをそのまま使うという従来のやつだったのを新しくするのか、それとも何か先ほどの説明ですと、そのガードレールの根元のほうを付け足すのか、それで100万かかるのか、そこをお伺いしたいと思います。

あともう1点は、課長、今最後説明した舗装の件なんですけれども、県の防潮堤終了後ということなんですが、その終了はいつ頃、大体でよろしいですので、いつ頃終わって、舗装にはいつ頃になるのか、もし見込みというか予定がお分かりでしたら伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の質問でございます。大変失礼いたしました。47メートル、間違いでございまして82メートルが正でございます。訂正をしてお詫びを申し上げたいと思います。

2点目、舗装でございますが、県の防潮堤工事は年内中を一応見込んでございまして、12月ぐらいまでは県の防潮堤工事がかかるということでございまして、こちらの残る舗装につきましては、令和4年の1月から3月の間、できれば早めに発注をして県の工事が終わり次第すぐ工事に着手するように段取りをしていきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 課長、ガードレール。再利用と。

○建設課長（及川幸弘君） すみません、1つ漏れてございました。ガードレールにつきましては、従前のガードレールにつきましては、河川の護岸等と一体的な形になってございまして、使おうとするとそのコンクリートを外してガードレールを出してまた使うということになるんですが、なかなかその再利用が困難だということで、新品ですね、新規の新しいガードレールを設置をすることでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） その新しいガードレールなんですけれども、この横の部分だけなのか、

根元と、それは再利用できるのか、その点だけ、今の説明ですと新品だということだと、どういった感じで新品なのか、ちょっと分かりづらいので、例えばこの82メートル分に使うというと100万では済まないんじゃないかという、そういう思いもしていたものですから、しつこいようですけれども、そのところもう少し詳しく、どの部分が新しくて従来の部分はどの部分を使えるのかだけの説明をお願いしたいと思います。あと舗装に関しては年度内に防潮堤工事が終わる予定で、年内に工事が終わって、年度内には舗装になるという、そういう答弁で分かりました。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ガードレールにつきましては、全て新たに設置をするということでございます。舗装につきましては、年度内にはしっかりと仕上げたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 課長、ガードレールの長さというのは何メートルになるの。

○建設課長（及川幸弘君） 延長ですか。延長につきましては、先ほども申し上げましたように、すみません、私ちょっと四十数メートルというお話をしましたが、82メートルでございます。

○議長（三浦清人君） ガードレール。ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第9号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第4、議案第9号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第9号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和元年度志津川地区（その3）道路災害復旧工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第9号工事請負変更契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

契約の目的、令和元年度志津川地区（その3）道路災害復旧工事でございます。

契約金額、変更前1億1,246万2,900円、変更後1億810万8,000円。435万4,900円の減でございます。

契約の相手方、株式会社丸正建設でございます。

議案参考資料27ページをお開きください。こちらのほうに主な変更の内容ということで記載をさせていただいてございます。

舗装工のうち道路付属施設工、歩車道境界ブロックの減ということでございます。こちらにつきましては、歩車道境界ブロックを一連で付けるのではなく、若干間引きをすることによりまして、歩道の排水性をよくするという目的で46メートルほど歩車道境界ブロックを減としてございます。あと仮設工でございます。こちらにつきましては、県の河川防潮堤、海岸防潮堤、それと西側環境整備等ということで、大きく4つの工事が入ってございます。それに伴いまして交通誘導員の配置人員が見込みより160人ほど減ったということで、約300万円の減ということでございます。

1枚おめくりをいただきまして、28ページにその変更の主な位置等につきまして記載をさせていただいてございます。先ほどの主な変更概要の中に路面標示等は入ってございませんが、金額がちょっとあまり大きくないということで、主な変更内容としては割愛をさせていただいてございます。先ほどの説明の中になかったものといたしましては、45号線の路面標示、それと歩道の表示、それと他工事でまだ防潮堤工事をやってございますので、工事用の通路確保のために舗装工を防潮堤工事のほうで一部やっていただくということで、舗装工が47平米ほど減という内容となってございます。

1枚おめくりをいただきまして、29ページには工事請負変更仮契約書を添付をさせていただいてございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 参考資料の28ページの平面図、ちょっと確認したいんですが、町道汐見線がU字型で45号線から来まして、U字型で最終地点のところで高野会館の北西部になるんですけども、ここが今まで以前はT字型になっていました、大型バスがここで転回をしていたんですけども、この北西部の角っこがちょっと埋められてしまいまして、今ちょっとT字型だったのがL字型というか、かなりスペースが厳しくなって大型バスが転回ができないという問題が、バスの運転手さんから指摘されています。この北西部、これを埋めた理由ですね、なぜこうなったのか、そのあたりの事情をお聞かせいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 北西部につきましては、一部45号線の敷地がございますが、旧電電公社ですか、NTTの土地もあるということでございまして、その土地については民地ということでございますので、地権者さんと協議の上現状に至っているということでございます。

それとあと転回場所につきましては、前にも御説明を申し上げているとおり、高野会館の南側に約1,000平米ほどの駐車場及びバス等の転回場所、それとあと今道路を挟みまして高野会館の南西部ですか、今使っております碎石敷の駐車場転回所、そちらのほうも約2,000平米ほどございます。そちらも当初はちょっとどうしようかという話もあったんですが、経費削減ということで、現状のまま残すということでございますので、そちらのほうでもバスの転回についてはできるのかなと思います。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） ちょっと再確認したいんですけども、この北西部はNTTの土地であると。町のほうはNTTと了解をとった上で工事を進めたということで間違いないでしょうか。

それとそうしましたら高野会館の南側のスペースと南西部、合わせて何台ぐらいの車が駐車できるのか、乗用車でもバスでもいいんですけども、どれぐらいの面積が確保されるのか、台数で教えていただければありがたいです。

○議長（三浦清人君） 課長、NTT、郵便局。（「郵便局です、訂正させていただきたいと思います」の声あり）建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） すみません、先ほどの答弁の中にちょっと間違いがございました。訂正をさせていただきたいと思います。NTTというお話をしまいましたが、郵政公社でございます。訂正をさせていただきます。

それで御質問の何台ぐらいとめられるのかということでございますが、今ちょっと現在計画してございますのは、高野会館の南側に新たに造ります駐車スペース、転回場所につきましては、普通乗用車で一応20台をとめられ、かつ大型バスの転回スペースを確保するものとしてございます。それと高野会館の南西側につきまして、2,000平米ほどございますが、こちらはその区画線等を引く予定はございませんが、普通乗用車ですと約80台とめるスペースがございます。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず第1点目なんですかとも、今回水はけのためのブロックをあれするということですが、そこで伺いたいのは、ちょうどこの28ページの資料のL2.60メートルと書いてあるこの隅の辺りなんですが、ここ昨今雨が降った後を見ていますと、今朝もそうなんですが、水たまりのような形で大分残るようなんですが、工事完了までにはその水はけ等はよくなるのかどうかの確認が1点と、あともう1点は45号線、この汐見線に入る石巻方面から来ると路上にある緩衝材というんですか、道路にある樽を立てたようなやつというのは、あれはいつ頃撤去になって普通の道路になるのか、工事終盤を迎えて予定がお分かりでしたら伺いたいと思います。

あともう1点は、先ほど答弁あった郵便局の土地とかということで説明がありましたけれども、そのほかのこの左側の部分の広い土地は工事終了後の土地の利用計画というんですか、個人並びに町での利用計画はあるのかどうか確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 水はけに関しましては、まだ完全に防潮堤等々終わっているわけではありませんので、一時的にはそういった状況のところもあるかと思いますが、先日の大雨警報の際も職員が現地確認をしてございます。道路等への冠水は確認をされてございません。

それとあと緩衝材、45号線の確かに今ドラム缶的な緩衝材が置いてございますが、当然ながらこちらの町道汐見線の工事が完了すれば撤去ということになろうかと思いますが、ちょっと申し訳ございません。今そちらのほうのいつ撤去になるかというのまでは承知してございませんが、いずれ道路完成後についてはあれは撤去されるということでございます。

それと郵便局辺りの脇といいますか、左側ということは今新しく駐車場として整備している道路を挟んだ西側という解釈だと思うんですが、先ほどもちょっと申し上げましたとおり、

現在の砂利敷をそのまま残地するということでございますので、そちらのほうも駐車スペース等々で有効利用していただけるのかと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 排水に関してはまだ防潮堤工事が途中だということであれなんですか
ども、先ほど課長答弁あったんですが、道路には水が乗らないということなんですけれども、
そのほかの部分のこの整地した部分に水が残るような可能性もあるので、そのところの対
応をどのように考えるのか、再度伺いたいと思います。

あと45号線路上のドラム缶状のやつなんですけれども、あれはここ何年、5、6年もっと長
い間ああいった状況で45号線使われているんですけども、普段走る分にはかえってあれが
ないほうが、今までだとダンプの曲がりも楽だったんじゃないかと、そういう思いもしてい
たものですから、あそこの必要性というのはどんな形でできたものなのかお分かりでしたら。
分からなければいいんですけども、工事終了と同時にあたりにということは、間もなく、な
くなるということなのかどうか、その点再度確認させていただきます。

あと左側のこの土地の利用なんですけれども、郵便局の付近初め水尻のほうまでの間のこれ
から平地になる民地も含めてなんですが、そういったところの利用計画は町のほうに来てい
るのか。例えばすぐによくトラックの後ろの保冷部分などを自分の土地だったところに置く
方たちも昨今見受けられるので、そういった土地の利用含めて予定があるのかどうか、再度
確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 水はけの問題につきましては、防潮堤工事等々終われば一定の解消
はされるのかなと思ってございます。実は先日の大雨警報のときも状況を見てちょっと完全
に排水経路ができているわけではございませんので、排水ポンプを回そうかどうかというこ
とで、職員が何度か現地を確認しまして、道路の冠水が見られなかつたということで、そう
いった処置は取らなかつたということでございます。

緩衝材の設置につきましては、これは当然ながら45号線上でもございますし、ああいった
バリケードを置くということにつきましては、道路管理者である国土交通省、それと交通管
理者である志津川警察署と協議の上、設置が必要だということで設置をしているというもの
でございます。

それと左側の民地を含めた土地利用の計画というお話でございましたが、個人地につきま
してはどのように今後お使いになるのか、町のほうでは現状では把握はしてございません。

その他の町有地につきましては、今のところ具体的な整備計画というのはこの道路の南側、海岸防潮堤の背後地につきましては、防風林ということで今後植栽をするという予定はございますが、その他の地区については現在のところ具体的な計画はございません。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） おはようございます。及川です。

前者に引き続きまして、ここ町道汐見線、これ道路管理者として先ほどの御答弁ですと、一定的にはその水たまりが出ないというような報告でしたけれども、今後ともそういう大雨等については、これは冠水しないという解釈でよろしいのか、その辺をもう一度お願ひいたします。確認いたします。

それからこの途中に護岸堤防のほうに、川のほうに降り口があるんですけれども、これは今後子供たちが研究というか、海に親しむ会ということで、研究などをしていますけれども、そのところまで通じる道路になるのか。危なくないような道路設計になっているのか、今工事中でそれが見えないんですけども、今後どのようになっていくのか、この辺周辺ちょっと御説明をお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 冠水につきましては、今後整備が全て防潮堤工事等々終われば、通常の雨では冠水をしないものと考えてございます。ただそれも限界がございまして、どんな雨でも冠水をしないという道路はこの世の中どこにも存在しませんので、それにつきましては、御理解をいただきたいと思います。

それとこの町道汐見線から前浜と言ったらよろしいんでしょうか、旧松原海岸ですね、いろいろ自然観察等やっていただいているエリアにつきましては、当然ながら安全に子供たちが行けるように道路が整備されますし、なおかつ防潮堤もその位置に合わせて階段を設置をしていただいて、海まで安全に下りられるというような最終形になる予定でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 今の説明で分かりましたけれども、ここにこの護岸のところには港橋がございましたね。この間の一般質問でも私は震災前の道路に全て直せということは要望していましたけれども、この港橋も当時はコンペまでして取りやめになりましたけれども、こここの港橋が生きていれば、ここから下りて市場のほう、それから松原食堂、渋滞を回避できる、そういうような状況下のなったのではなかろうかなと思いましたけれども、この町道線、この延長は今後防潮堤を今計画していますけれども、防潮堤まで取り付かるのか、町道

が延びていくのか、その辺最後にお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 町道の部分もございますし、あとは県の防潮堤ができますので、当然ながら河川堤防、海岸堤防につきましても県で今後管理していく必要があるということで、管理用通路等につながる道路としては整備がなされるということでございます。

○議長（三浦清人君） 質疑を終結いたします。（「はい」の声あり）

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

終わりました。討論に入ります。討論を終結いたします。これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第10号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第5、議案第10号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第10号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和元年度八幡川西側環境整備工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明の前でありますが、私から一言申し上げます。議案書を配付した後に、議案関係参考資料の30ページに一部誤りがある旨の連絡がありました。誤りの内容が軽微なものと認められることから、議長において資料の差し替えは要しない旨、当局には伝えております。なお訂正する箇所等については、この後の細部説明で建設課長から説明がなされます。細部説明、建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは細部説明の前に訂正箇所についてちょっとお話をさせてい

ただきたいと思います。議案関係資料30ページをお開きください。工種の欄の下から2段目、舗装工の右脇、工事概要でございます。Aイコール9,330立米となってございますが、大変申し訳ございません。これ平米の間違いでございます。小さい3を小さい2に訂正方お願いを申し上げたいと思います。今後このようなことのないように、さらに一層注意して資料等については作成をしたいと考えてございますので、この場をお借りしましてお詫びを申し上げたいと思います。申し訳ございませんでした。

それでは議案のほうの細部説明をさせていただきたいと思います。議案書の27ページをお開きください。議案第10号工事請負変更契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

契約の目的、令和元年度八幡川西側環境整備工事でございます。

契約金額、変更前2億5,216万1,800円、変更後2億2,497万2,000円。2,718万9,800円の減でございます。

契約の相手方、株式会社田名部組仙台支店南三陸営業所でございます。

議案参考資料30ページをお開きください。主な変更内容を記載をさせていただいてございます。

大きなものを御説明をさせていただきたいと思います。道路改良工事におきまして、盛土に適さない転石処理に伴う増ということで、大きな転石が約300立米ほど出てきましたということでございまして、その小割破碎に要する費用ということで約600万円の増でございます。それと排水構造物、隣地のかさ上げその他工事との調整によりまして、排水側溝が約640メートルほど減になりましたことにより1,800万円の減、それとあと構造物撤去工ということで、こちらのほうにつきましても数量が180立米ほど減が生じたことによりまして600万円の減と。あと砂利敷の舗装でございますが、こちらにつきましては、他工事との調整により約400平米ほど減となりまして600万円の減ということでございます。

続きまして31ページをお開きください。

31ページには先ほど申し上げました変更の主な内容箇所について記載をさせていただいてございます。このうち河川堤防沿いのちょっと破線で赤くぐるっと囲ませていただいておりますが、こちらにつきましては、県の防潮堤工事が9月までちょっとかかる見込みということでございまして、現在八幡川西側工事につきましては7月初旬の工期ということで、3か月ほど空白が生じるということでございまして、今回これらを減工して、現工事につきましては打切りとさせていただき、その県の防潮堤工事が終わりました後に新たにそちらのほう

の残りの工事を別工事として整備をするという内容のものでございます。

それと32ページには工事請負変更仮契約書を添付をさせていただいてございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10

番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） ただいま課長の説明がありましたけれども、工期が迫ってきておって、関連事業でできないということで3か月後また再度ということなんですが、その際、新たに入札するのか、あるいはここまで手がけてやってきたこの業者にその随契というか、そういう形を取るのか、どのような考えですか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 新たな入札で発注という予定にしてございまして、その中に今現契約業者が入るかどうかというのはちょっと今現段階では分かりませんが、今3か月空くけれども何とかやっていただけないかという御相談も申し上げておりますが、やはりちょっとその3か月も空くということになると、現場管理費であったりあと代理人さん、場合によっては配置をしなくてはいけないという会社としてのデメリットもあるということで、今回はちょっと控えさせていただきたいという申出もございまして、別工事で発注するということにしたものでございます。

○議長（三浦清人君） 9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 私も1点だけ確認をお願いしたいと思います。

この八幡川西側環境整備なんですけれども、ここで間もなくもう完了するわけなんですが、そこで伺いたいのは、工事完了後のこのBエリア、かさ上げ区域の利用活用予定が今のところあるようでしたら、伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） Bエリアにつきましても一部ちょっと民地が介在してございます。それとあとそれ以外の町有地、後は一部国の用地等もございますが、そちらにつきましては現在のところ具体的な活用方法については決まってございません。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 具体的な活用はないということでしたので、再度伺いたいんですけども、私昨今再三提案しているパークゴルフのゴルフ場じゃなくて、練習場としての活用は、先ほど課長答弁あったように、民地も混在しているということなんですが、これそういった障壁

というんですか、クリアして活用できることができるのかどうか、その点伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） こちらの土地につきましては、基本的には一般財産ということになりますので、諸手続等を取っていただければ御活用していただくことは可能なかなとは考えてございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では建設課長のそういった答弁なんですが、これは引き渡された後の管理するほうのその担当課ではどのように考えているのか、もしこの場で簡単に確認させていただければと思いますが、よろしくお願ひします。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（阿部彰君） ただいまのその利活用ですけれども、まだ今現在方向性が定まっていないという形でございますので、今この場ではちょっと申し上げることはできかねます。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 1点だけお聞きしたいと思います。31ページのこの図面なんですが、左側にピンクの土地があるんですが、ここは前よく雨が降ると水がたまったり、あと以前には沼地のような感じだったんですけども、ここに赤土で盛られて土地が整備されていると思うんですけども、この辺のどういった今後町として利用していくのか。あと以前の水たまりの場所であり、そして沼地のようなところもありましたので、地盤的にはどこかの企業がここを借りたいというのでしたらば、借りられるような状況に今なっているのでしょうか。その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 31ページの左側のかさ上げ区域でございますが、こちらにつきましては、今県のほうで今後河川のしゅんせつ等を行うということで、どうしても土砂が発生するということでございますので、一応そちらのほうの受入れ地ということで考えてございます。高さ的には水のたまらない高さとなりますので、夏の間水がたまってボウフラが湧くとか、そういうことは解消されるかなと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今後の県のほうの管理でもってここは何らかの形で使われるというような形の、今の町としての考え方なのでしょうか。そうすると今この場所は今後どう使うかと

いうの、そういう活用方法というのは今のところ考えていないということですか。最後にお答えください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） こちらにつきましても残念ながら今のところ具体的な活用方法については決まってございません。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。そうすると大きな要因は他工事との関係、それから3か月ここが空白になるから業者のはうではできないという説明でしたけれども、この他工との関連はこの図面を見ますと河川堤防のはう、Cエリアのはうだと思われますけれども、このBエリアのところは国道沿いには工事ができるものと解しますけれども、その辺はいかがなものか。それからこれを次に発注した場合、これを今ここでやめてしまうと次の工事が確実にできるのか、頓挫する恐れがないのか、その辺を確認いたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今回一部残るのはCエリアのみでございまして、Bエリアについては完了をいたします。それと頓挫するというお話でございますが、こちら別発注で一応工事をするということでございますので、頓挫というような表現はちょっと当たらないかなと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そうするとその事業は仮に新年度、来年度に持ち越すというような、そういう認識でいいのかどうか、その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 先ほど前案件等でもお話ししましたが、一応防潮堤工事が9月までの予定としてございます。ですので、こちらにつきましても10月に入りましたら工事ができるように発注等の手続を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 参考資料31ページの中で、排水側溝が減になるということなんですけれども、排水能力が十分確保されるという認識だと思いますが、この設計はどれくらいの雨量を基準に設計されているのか確認したいんですけども、1時間当たり80ミリ以上というような雨だったら猛烈な雨ということで、気象庁ももう息苦しいほどの雨量というようなことで80ミリ以上とか、あるいはランク付けしているんですね、50ミリとか30ミリとか10ミリと

か。このBエリア、Cエリアそれぞれどれぐらいの雨量を想定して設計しているのか、そのあたりの数字を知りたく思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 基本的には同じ確率雨量ということで、申し訳ございません。今ちょっと手元に詳細の資料を持ち合わせてございませんので、後ほど確認の上お知らせをさせていただければと考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第11号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第6、議案第11号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第11号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和2年度普通河川弥惣川河川災害復旧工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第11号工事請負変更契約の締結についての細部説明をさせていただきます。議案書28ページをお開きください。

契約の目的、令和2年度普通河川弥惣川河川災害復旧工事でございます。

契約金額、変更前5,610万円、変更後5,560万2,800円。49万7,200円の減でございます。

契約の相手方、株式会社山健重機でございます。

議案参考資料33ページをお開きください。こちらのほうには主な変更の要因として記載をさせていただいてございます。

法覆護岸工がコンクリートブロック積工の面積が減となるというものでございますが、こちらにつきましては、34ページをちょっとお開きをいただきたいと思います。34ページ、ちょっと小さくて見づらくて大変恐縮でございますが、黄色い部分でございますが、こちら災害査定の段階では土砂に覆われてございまして、ちょっと確認ができなかつたということでございますが、現場で工事に入りましたら健全な状態の護岸が確認されたということがございまして、こちらの分の面積が減となったものによる今回の契約変更減ということでございます。

35ページには工事請負変更仮契約書を添付をさせていただいてございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。6番佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 34ページの詳細の中で、一般部のブロック積の断面がございますが、前に私ちょっといろいろ課長とも協議したこともありましたが、ブロック天端の上から法面が出ていると。そういう形でコンクリートの上に土を乗せるとすぐまた崩れるのではないかと、そういうことを言った記憶がございます。現地も当然このようになっているんですが、また即災害になるのではないかと思いますが、その辺いかがですか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今の御質問、前にも確かに頂戴をしてございます。災害復旧、そういった懸念もされるところではございますが、災害復旧としましてこの断面でお認めをいただいておるということでございますので、この断面で施工を進めさせていただいているというところでございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 地権者のほうはその辺は理解しておりますか。恐らく水を張った、何だとしますと、今すぐ法崩れは発生しないと思うんですが、この1、2年の間には恐らくまた流れるのではないかなと思いますが、その辺地権者としっかり確認を取っているかどうか確認しておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 工事に当たりましては、用地をお借りするということもございまして、現地立会い等々地権者の方々とも綿密にやらせていただいてございますので、その辺につきましても説明をさせていただいているものと解釈をしてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点だけ伺いたいと思います。

そこで伺いたいのは、今回この工事請負契約の変更がなされているわけですけれども、そのときの状況について伺いたいと思います。この今回100万円ということなんですが、そこでこういった変更契約が行われる上で、こういったことが計上されるのは担当している業者からの申告なのか、それとも建設課との中間の工事確認等で出てきてこういった変更契約が提出されるのか、それともどういった形のタイミングで変更契約がこのように上程されるのか、簡単に確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 変更の内容につきましては、その都度現地で設計内容との差異等々がございましたら、当然ながら発注者からする場合もございますし、受注者さんから協議ということで上げていただく場合もございますので、それにつきましては、お互いに情報共有しながら変更内容については両者合意の上で進めているということでございます。今回につきましては、本来であれば議会の議決を経てということになろうかとは思うんですが、なかなかそうしますと期間が限られてくるということでございまして、こちらにつきましては、当然ながら協議書、指示書という中で変更とさせて先行して工事を進めさせていただいているという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今回はこういった形で先行ということなんですけれども、そこでこれ確認なんですけれども、金額等によって先行か、それとも改めてという変更の額によってそれは違うのかどうか、その点だけ簡単に確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） すみません、先ほどちょっと説明不足がございました。今回議案関係資料の33ページには100万円の減とちょっと記載をさせていただいてございますが、参考資料の35ページを御覧いただきますと、実際にはちょっと100万円単位で資料を作成していたという関係もございまして、現実的には45万2,000円の減という内容でございますので、につきましては、御理解をいただければと思います。

それと変更のタイミング、金額に限りがあるのかということでございますが、それにつきましては、ケースバイケース、工事を少し先送りしても問題がないというような内容のものであれば、当然ながら議会の議決を経ることが大前提でございますので、議会の議決を経てからということになりますが、今般の災害復旧工事につきましては、やはり復旧を急ぐということもございますので、よっぽどちょっと金額が大きくない限りにおいては、先行して工事を進めさせていただいているところでございますので、金額によってというようなことはございません。状況次第ということでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第12号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第7、議案第12号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第12号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和2年度藤浜地区集落道路等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第12号工事請負変更契約の締結についての細部説明をさせていただきます。議案書29ページをお開きください。

契約の目的、令和2年度藤浜地区集落道路等整備工事でございます。

契約金額、変更前 1 億3,476万6,500円、変更後 1 億4,164万2,600円。687万6,100円の増でございます。

契約の相手方、株式会社サトー工務店でございます。

議案参考資料36ページをお開きください。こちらのほうに工事の主な変更点を添付をさせていただいてございます。

まず 1 号集落道でございます。現地精査による排水工の増とございますが、後ほど37ページで御説明をさせていただきますが、用地の御協力をいただいた後にいただいた用地の境界際にちょっと建物等が建ってしまったということもございまして、排水構造物がちょっとなかなか入れるのが困難ということになりました、これは片土留め付ということでちょっと側溝の片側が若干高くなっています、土留めになるというタイプの側溝がございますが、そちらの側溝を約50メートルほど追加をしたことで400万円の増でございます。あと 2 号集落道につきましては、法面の土質の現地調査において、当初モルタル吹付け約400平米、5センチで足りるという設計結果が出てございましたが、現地確認をしましたところ10センチ必要だということで、厚さが倍になりましたことによりまして300万円の増ということでございます。

1 枚おめくりをいただきまして、37ページに 1 号集落道の排水溝追加による増の箇所、それとモルタル吹付け厚の変更による増となります法面の箇所を示させていただいてございます。

38ページには工事請負変更仮契約書を添付をさせていただいてございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 質疑に入ります。質疑願います。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。今の説明を聞いていますと、工事中のそこの土地に建物が建ってしまって、これを変更せざるを得ないという御説明でしたけれども、それは現場をやつていて気づかなかったのかどうだったのか、その辺 1 点お伺いします。そしてそのことによって700万弱の追加の議案が出ております。増額ですね、出ております。今いつの時点でそれに気づいたのか、その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 用地のほうの御協力をいただいた後、工事着手前に建物が建築をされまして、現場に入った段階ではもう既に建物が存在しておったということでございまして、なかなかまた建物を移動してというのはまたそれ以上の多額な金額がかかるということで、

若干側溝を法面に寄せる、そうしますとやはりその土留めが一部必要ということで、今回片土留め付のU字側溝を設置させていただくという内容のものでございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） その用地折衝のときにはここの地権者の方には用地の折衝に話を出さなかつたのか。後でやつたのか、最初からみんな用地の折衝、先にやると思うんですけれども、いつの時点で今お話を聞くと建物を建てた後に気づいたというお話をしたけれども、じゃあその前に用地折衝を折衝していなかったのかということになりますけれども。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） すみません、話がちょっと御理解いただけていないようなので、再度御説明をさせていただきます。用地の御協力をいただいた際には建物は建ってございませんでした。工事に着手をする段階で、その段階で建物が建ってしまったということがございますので、用地折衝の段階では建物はなかったと。用地の御協力をいただいて工事着手までの間に建物が建ってしまったがために、今回のような変更ということでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 私が聞いているのは、その用地協力して、話をここがこうなりますよ、用地を提供してくださいと相談しているときに、その話が出なかつたのかどうか。そういうことですよ。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 当然ながら用地御協力いただく際には、町のほうで協力をいただいたその外は民地でございますので、その利活用方法まで町のほうで全て確認するものではございませんし、その辺は確かにおっしゃるとおりそういった計画があるのかどうかというのが前もって分かっていれば、こういうことにはならなかつたかと思うんですが、現状それを把握するすべがなかつたということでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。12番菅原、ちょっとすみません、暫時休憩いたします。再開は11時25分といたします。

午前11時05分 休憩

午前11時23分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

暑い方は脱衣を許可いたします。議案第12号の質疑を続行いたします。やるんですか。12番
菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 議案関係資料の36ページの2号集落道路法面土質の結果についてお伺いします。400平米5センチでやったんですが、試験の結果厚さが変わったということで、ただ単に試験をやって、多分400平米のところ何か所やったか分からなければども、試験をやったはずなんですね。それで今度厚さが倍になったと。その辺いかがなものかと思うので、その辺詳しくお知らせください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問でございます。設計に当たりまして当然ながら複数箇所土質調査をしまして、その段階で吹付け厚5センチで十分持つということで設計結果が出てございますが、実際に現地に入りまして調査をした結果、想定以上にもろいということで10センチが必要だという内容でございまして、これはほかの工事でもある話ではございますが、必ずしも設計どおり行けばよろしいんですが、やはりどうしても現地で全面、本来であれば410平米全面調査できればいいんですが、そうしますとなかなか多額のお金もかかるということがございまして、やはり複数箇所やってその段階で5センチという結果が出たんですが、実際に現場に入りまして当然モルタル吹付けということですので、ある程度表土の軟らかいところを取り除いて、ある程度硬いところを出した上で吹付けをすると。その段階で5センチでは持たないので、10センチという結果になったものでございます。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 再度確認します。複数箇所やって最初の数値とは違って駄目だということでそうなったと解釈しますけれども、これ法面ですので掘削工事、法面を削って再度検査したわけですよね。最初のあればボーリングで調査したということですか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 大変申し訳ございません。詳細の資料がちょっと手元にございませんので、確認の方法ですね、ボーリングでやったのか簡易なよく地耐力を測るサウンディング的なものでやったのはちょっと今この場で明確なお答えはできませんが、いずれその設計の段階で調査という場合にはどうしてもやっぱり表土の上からやるというのがごく一般的かと思いますので、結果として現地に入りまして施工で基面を出してみたらば5センチではちょっと持たないので10センチということでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 工法はどういうふうにやったか再度確認ということで分かりました。でもこれは災害復旧関係で特に防集団地などでもボーリング調査が何か所かやったんですけれどもということで、岩盤が出たとか硬岩が出たということで大分変更変更で来た経緯があるので、最後のこの辺に来て調査方法も定かではないということですけれども、これまでを総括すると、これまでずっと多かったので、最後に来てこれがあったのであえて聞きましたので、今後の工事、多々あろうかと思いますけれども、これらのあれを変更変更を反省点としてできるだけそういうことのないように、正確な数値が出るような努力をお願いして終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第13号 町有林樹木の売払いについて

日程第9 議案第14号 町有林樹木の直営生産事業代行委託について

○議長（三浦清人君） 日程第8、議案第13号町有林樹木の売払いについて、日程第9、議案第14号町有林樹木の直営生産事業代行委託について。

お諮りいたします。以上本2案は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤仁君） ただいま一括上程されました議案第13号町有林樹木の売払いについて並びに議案第14号町有林樹木の直営生産事業代行委託について御説明申し上げます。

本2案は、南三陸町森林経営計画に基づき、直営林の搬出間伐及び更新伐に伴う売払いを行うことについて、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決に付し、併せて当該町有林の素材生産事業と販売を南三陸森林組合に代行委託することについて、南三陸町林野条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（山内長弘君） それでは、ただいまの議案第13号町有林樹木の売払いについて及び議案第14号町有林樹木の直営生産事業代行委託について細部説明をさせていただきます。

議案書の30ページをお開きください。

町有林樹木の売払いについては、中段に記載の表を御覧ください。

場所につきましては、入谷字入大船沢241番197と歌津字樋の口146番の山林でございます。林齢が53から56年生の杉、面積が28.53ヘクタール、材積が1,283立方メートルの搬出間伐でございます。さらに志津川字大沢93番1の山林、林齢が54から61年生の松、面積が17.14ヘクタール、材積が702立方メートルの更新伐でございます。

本町有林の多くは利用時期にありまして、循環利用を図るための適正な森林整備について、南三陸町森林整備計画に基づき、町有林の樹木の売払いを行うものでございます。

続いて議案関係参考資料39ページに位置図を記載しております。次の40ページから42ページには、林班図を掲載しており、緑色の着色部分が今回の事業箇所の範囲となっております。

実施場所の詳細ですが、40ページをお開きください。

入谷字入大船沢241の197ですが、県道志津川登米線の町境頂上付近から南側となります。次に41ページ、歌津字樋の口146ですが、皆さん御承知のとおり行者の道入口のトイレ付近から北西にかけての箇所となります。次に42ページ、志津川字大沢93の1ですが、国道45号線から県道磯の沢線に700メートル入りまして、そこから大沢林道にさらに700メートル入りまして、一昨年実施しました更新伐搬出作業道を北に約1キロ入った箇所となってございます。

続きまして、議案書のほうに戻りまして31ページ、議案第14号町有林樹木の直営生産事業代行委託について、前段で御説明いたしました搬出間伐と更新伐の素材生産事業と販売を南

三陸森林組合に代行委託することによって間伐施業を実施し、直営林の間伐材の売払いを行うものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 2件お聞きしたいと思います。

コロナ禍の中で、アメリカの木材生産、なかなか今までアパートだったものが戸建ての住宅建設が進んでいて、外国から外国の林材が入ってこないというような状況がテレビ報道がありました。そういう中で日本の木材に関しても、高騰でなかなか製材所が買えないというような話も聞いていますので、今回の売払いに関しては、以前の町内の町有林の売払いの金額と比べて、今回の売払いに関してはいろいろな社会情勢の中で、木価が上がっているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

あとは委託なんですが、森林組合かなとは思うんですが、この委託の代金もそれに並行して上がっているのかなというような気がするんですけども、その委託に関しての経費、その辺のお金の状況ですね、その辺2点お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山内長弘君） ではまず初めに木材市場ということで、今私の手元に各共販所別の木材市況というものが、4月現在のものがございます。それに基づいてお話しさせていただきますと、津山の杉なんですけれども、津山の杉で4メートルの20貫で見ますと、例年ベースより3,000円から4,000円ぐらい高騰しているというような状況になってございます。それとあとやはり今議員おっしゃったように、住宅材のほうの価格もそれに付随して上がっているというような話は聞いております。

それとあと2件目の委託料の関係なんですけれども、もちろんその当初予算を取る際から比べれば若干程度微増はしているかとは思いますけれども、直接その大きく変わった点というものはないと認識してございます。以上です。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今、市場のことを課長が言っておりましたが、津山杉、これと南三陸町産材、これの価値というのは南三陸町産材のほうが高いと思いますので、やっぱり高騰しているというような形の説明かなと思います。今隈研吾氏ほかの建築課が木材建築を中心コンクリートよりも木材というような形の市場の動きがあると思うので、町の町有林、できる

だけ高く買い取ってもらうような状況でもって、この処理の森林組合、そちらのほうとか高く買ってもらう方法として町のほうでどのような政策をとっていくのか。今までどおりにただ売払いだと、そして間伐処理の状況だということで、今までと同じような感覚でもって市場に流すことは町にとって財産の有効利用ということを考えた場合には、もったいないと私は思っています。だから町のほうでもできるだけ高く買ってもらうような環境、そして働きかけ、その辺のことをどのように今後取り組んでいくのか。その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山内長弘君） 今回のこの樹木の売払いについてもなんですかけれども、先ほど答弁させていただきました森林整備計画に基づいて実施してございます。この森林整備計画書のお尻が令和11年の3月31日までとなってございます。これ毎年一応伐採、保育、造林等とできるかできないかも判断しまして、今回も上程したわけなんですけれども、その辺も含めて今後木価の価格の変動に応じた見直し等々も行いながら、よきタイミングのときにたくさん売り払うような方法を検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） いいですか。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず第1点目なんですかけれども、林野条例、そして先ほど課長の説明があった整備計画に基づいて、今回利用時期の伐採ということで、そこは分かったんですけれども、そこで伺いたいのは、先ほど前議員も木価が上がっているという、そういう答弁は分かりました。そこで今回のこの計画で、大体手取りの売上代金というのは、入札その他があるのかどうかで定かでないんですけれども、もし大体お分かりでしたら幾らぐらい手取りというかできるのか、その点と、あともう1点、伐採した後のこの植林というか、その後の計画、どのように考えているのか、その点伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山内長弘君） 今回の一応収支見込みということでお答えしたいと思います。

売払収入として杉で約1,390万ぐらい、アカマツで540万程度でございます。あと今お話ししました切り取った後ですね、1つは搬出間伐なので間伐でございますので、そのままあとは保育していくという、そしてもう1つは更新伐ということで、アカマツなんですかけれども、その後の利活用については自然更新という手法でございます。自然更新もいずれ5年後に県のほうから調査が来ますので、割合がありましてちょっと割合を忘れてしまったんですけれども、その割合に到達しないとその5年前に検査後にやっぱりその割合を更新するような格

好で植樹しなければいけないというきまりがございますので、今回については更新伐のその後については自然更新という状況でございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 大体分かったんですけれども、間伐は間伐として今後また育てていくということなんですが、ただ更新伐について、自然更新というんですか、要はそのまま置いておいて雑木をおがすというんでしようけれども、その場合戦略的に今回の売上げというか、手取りの分の予算等を活用して、木の種類、例えば雑木なら雑木、何か指定して植林することは、町のこの林業経営の戦略的な部分としてと、あとこの持続可能な山の利用ということの観点から、県の何か指導があるまで植林しないのか、できないのか、その点簡単に確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山内長弘君） すみません、先ほどの自然更新と言ったんですけれども、正式には天然更新でした。すみませんでした。それと天然更新の割合が30%を下回る場合は植栽を追加しなくてはいけないということでございます。

今のいわゆる天然更新ではなくて植樹したほうがいいのではないかというお話なんですけれども、なかなかやっぽり経費的なことも関連してきますので、はいとはこの場ではちょっとなかなか言えませんので、今後いろいろと検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 天然更新に関してなんですけれども、やはり世の中というか世界の流れからすると、前議員も言っていたように外材が入りにくくなるという、それはもう恒久的なものだと思いますので、やはり町の将来の財産と考えた場合に、植林、少しでもする必要があるんじゃないかと思うんですが、その点再度課長かもしくは政策的なものとしての観点から伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山内長弘君） 実は計画には森林整備計画という計画と、あと以前施業計画といわれる計画があったんですけれども、今はその施業計画が森林経営計画というような計画になってございまして、そこでは間伐やら造林やら保育やらということがその計画の中でできるという内容になってございまして、今その森林経営計画につきましては、当町平成30年の4月1日から令和5年の3月31日までの5か年契約で動いているところなんですけれども、実はその造林と保育についてはある程度国庫の予算がついて実施しているところなんですか

れども、これ当町だけではなくて他の自治体もそうだと思うんですけれども、なかなか間伐に係る国庫補助が計画どおりつかないというような内容になってございます。その辺も含めて造林は結構ついてきているようですので、そっちの森林經營計画のほうで内容を今後見直せるものであれば見直して、国庫の補助金がつけばそちらのほうで対応も可能かなという思いはございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 前者の今の回答というか答弁なんだけれども、更新伐して求めているものは、松を伐採するわけなんだけれども、松を求めているのか、広葉樹を求めているのか、そこをはっきり説明願いたい。天然で何を求めているのか。松を求めているのか広葉樹を求めているのか。

○議長（三浦清人君） 10番、今一度。

○10番（高橋兼次君） 松を切ると。それで切った後は天然にすると。その天然で何を求めているのか。どんな木を求めているのかということです。それでその30%は松なのか広葉樹というか、雑木と一般に言うその雑木なのか、どうなればどういうあれになれば、何がどういうあれになればその植林しなければならないのかということです。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山内長弘君） 天然更新にする場合においては、何がおがってくるか分からぬいというのがまずもってあるんですけども、できましたら松というのかな、（「また松をおがすの」の声あり）松ではなく広葉樹です。すみません。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） ということは、広葉樹を求めているんだから広葉樹が30%以下であれば例えばミズナラとかそういうものを植林するというような計画なんでしょう。違うんですか。松がおがってくるのを待っているだけなのか。その辺何か定かでないような気がするんですけどもどっちなの。要は今ある森林を別な森林にするんでしょう。違う森林にね。今までとね。今まで松林だったなんだけれども、今度は雑木林にするのか、また松にするのかということさ。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山内長弘君） すみません、今回の更新伐については、今現在が松ですので、松以外のこっちには更新の対象樹ということで、松以外の全ての針葉樹とあと広葉樹という回答にさせていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 前議員さんたちにいろいろ聞かれたので私の聞くところがなくなってきたけれども、まず1点、津山杉の単価3,000円から4,000円高値になったというお話でしたけれども、そうすると前議員も聞いておりましたけれども、南三陸材はもっと高くなるということだと思うんです。そうするとこの4,618石、それ杉です。杉と松の単価がそれぞれ違うと思うんですけども、石でいいですので概算、大体でいいですでのお伺いします。

そしてまたこの業者委託するわけですけれども、この計画、昔は施業計画といつていましだけれども、今は森林経営計画というようですけれども、それは去年のことは決算で聞きますけれども、今年はこれでどの程度の額、とんとんなのか赤字になるのか黒字になるのか、この13号と14号を比べた場合、どのようにしていくのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山内長弘君） 先ほどもちょっとお話をさせていただいたんですけども、売扱収入というところで今回ですと先ほど言った更新、松のほうですか、松に関しては540万円ほどというお話をさせていただいたところでございます。もう1つが（「1,390万」の声あり）いや、杉に関しては1,390万、アカマツについては540万というお答えをさせていただいたと思います。（「それで経費が幾らぐらいかかるかということ」の声あり）経費。

○議長（三浦清人君） 7番、後でそれでは行ってから聞いてください。その金額は。

○農林水産課長（山内長弘君） すみません。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 行って聞くのも一つの方法ですけれども、森林をなさっている方たちはやはりこの金額、切ったものが赤字なのか黒字なのか、そこが重要なポイントだと思うんです。黒字になっていれば多分津山の杉で3,000円から4,000円となると、先ほども言いましたけれども、高値になるから今時期がこれからが売りどころではないかなという想定もされるわけだと思うんです。それで聞いたんですけども、プライマイどうなるか分からぬといふことで、後での答弁でいいですけれども、このアカマツ、アカマツから杉が大分アカマツは安い、大分杉から見ると下りるんですけども、今後広葉樹にしていくというお話ですけれども、これが非常に大事なこと、当町は海に囲まれた海を持っていて、山の広葉樹から水が流れる、水源確保から見てもこれは広葉樹を植えるということは非常にいいことですので、この辺も今後とも推奨していけたらいいのかなと思います。後でじゃあその辺の御答弁お願ひいたします。以上です。

○議長（三浦清人君） ほかに。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） じやあ1点だけ聞きます。この杉、松、これはFSC材でしょうか。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山内長弘君） お見込みのとおりでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第13号を採決いたします。よろしくございますか。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第15号 字の区域の変更について

○議長（三浦清人君） 日程第10、議案第15号字の区域の変更についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第15号字の区域の変更について御説明申し上げます。

本案は、県営土地改良事業の施行後の地形地物に合わせて字の区域を変更したいことから、
地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定
賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） それでは、議案第15号字の区域の変更について細部説明をさせて
いただきます。

議案書は 32、33 ページになります。議案関係参考資料につきましては 43 ページから 45 ページを御覧いただきたいと思います。

本議案につきましては、県営土地改良事業である農山漁村地域復興基盤総合整備事業の田表工区について、換地処分後の地形地物に合わせて字の区域を変更するものでございます。

具体的には議案関係資料の 44 ページの平面図もしくは次のページ、45 ページの区域詳細図の中央を御覧いただきたいと思います。ちょっと資料が見づらくて大変申しわけございませんが、点線で三角形に囲まれました歌津字吉野沢 105 番 35 を歌津字田表に編入をいたしまして、歌津字吉野沢の区域を赤線の位置に変更するというものです。なお効力の発生は地方自治法施行令の規定に基づき、土地改良法の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生じるものとなります。

以上簡単ではございますが、細部説明とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。この地形を見ますと落沢線になのかなと思いますけれども、田表のほうは基盤整備したところ、その奥は落沢線につながる吉野沢ですね。だと思われますけれども、これはそれでよろしいでしょうか。もしそこだとすれば、これ復興事業で壊した落沢線だと思うんです。そこを今後復興事業で壊した道路なので、国の方で最初は直してもらうというお考えのようでしたけれども、今現在これがどのようになっているのか、国の方と協議しているのか、途中何か町道だからできないというようなお話もあったように思われますけれども、その辺の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 昼食のための休憩をいたします。

再開は 1 時10分といたします。

午前 1 時 5 分 休憩

午後 1 時 10 分 再開

○議長（三浦清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12 番菅原辰雄君が退席しております。お諮りいたします。本日の会議の会議録署名議員のうち、1 名が欠けたことから会議録署名議員 1 名を追加指名する必要があります。この際、会議録署名議員の追加指名について、これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、会議録署名議員の追加指名を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。職員をして追加日程を配付させます。暫時休憩いたします。

午後 1時11分 休憩

午後 1時12分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

追加日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 追加日程第1、会議録署名議員の追加指名を行います。

本日のこれ以降の会議における会議録署名議員として、会議規則第123条の規定により13番山内孝樹君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。ただいま会議録署名議員の追加指名を行いましたことから、これ以降の会議における12番菅原辰雄君の会議録署名議員としての職務を解きます。

上下水道事業所長が着席しております。

○議長（三浦清人君） ここで午前の質疑において答弁を保留した件について、建設課長の答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 午前中の御質問で答弁を保留させていただきました志津川西側環境整備の雨量の関係についてお答えをさせていただきたいと思います。

設計の方針としましては、5年確率で設計を行ってございます。設計につきましては降雨強度という1分間当たり瞬間的に降った場合ということを想定の上で計算をしてございます。これはなかなか分かりづらいので、時間当たりの降雨量に換算をしますと約20ミリ、20ミリにはちょっと違しませんが約20ミリということでございます。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 議案第15号の質疑を続けます。当局の答弁から。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 先ほど7番議員から御質問ございました件にお答えさせていただきます。本件、先ほどの御質問につきましては議案とは全く関係ございませんが、落沢線の修繕というお話でございましたので、お答えをさせていただきたいと思います。

当該路線、国のはうで直すべきじゃないかというお話でございましたが、国のはう、恐らく

その三陸道工事等々を指されるのかなと思いますが、基本的には三陸道工事、当該路線通行してございません。この路線につきましては、傷んでおって修繕の必要は感じつつも、いろいろな車両が通っているということで、どこの工事で通ったがために壊れたかというようなのは特定できませんので、今後徐々に修繕をしていくということでお答えをさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それでは三陸道とは関係ないと言わされましたけれども、四谷線、港から入る四谷線があるわけですけれども、あそこは国のはうで直していただきました。一部は直っていないんですけども、全面四谷線は国が直してくれました。そういう観点からいきますとここも皿貝の工事までここが現課長は分からなかつたと思いますけれども、前の課長からはそこはただして聞いておったんですけども、因果関係が分からぬと言つてたので、それはそれでいいでしょう。そしてまたこの場所は落沢線からお墓のある下の路線だと思いますけれども、ここを農道が通つてゐるのか、そしてまたこの資料を見ますと吉野沢から田表に変更するわけですけれども、これはこういう場面というのはいろいろな地区で想定されることなんですねけれども、今ここでやらなければならぬという理由をお伺いします。そしてこの農道がこの基盤整備のお墓の下を通つて農道があるのか、この上の119まで行く作場通路があるのか、その辺を併せてお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 7番、字の区域の変更についてという議題ですから。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） また議案とは全くちょっと関連がございませんが、申し訳ございません。これが農道かどうかちょっと今資料がございませんので、明確にお答えできませんが、通路としては存在しているということは認識してございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 通路としては存在していると、この作場通路ですね。現状を見てここに載せていると思うんですけども、この基盤整備にこの119、上のそこも基盤整備したと思うんです。この黒線で塗つてあると。するとここに行く道路があるのかないかということです。現状を把握していれば分かると思うんですけども、その辺お伺いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 先ほどお答えしたとおりでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第 15 号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 16 号 損害賠償の額の決定及び和解について

○議長（三浦清人君） 日程第 11、議案第 16 号損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第 16 号損害賠償の額の決定及び和解について御説明申し上げます。

本案は、令和 2 年 8 月 1 日の夜間、町道白松線で発生した車両の損傷事案に関し、相手方に対する損害賠償の額を決定し、和解することについて議会の議決を求めるものであります。細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（及川 明君） それでは議案第 16 号損害賠償の額の決定及び和解について、細部説明をさせていただきます。

本件につきましては、町が管理する町道上においての瑕疵に起因した事故により、損傷した器物の損害賠償についてお諮りするものでございます。

事故の状況、損害賠償額などにつきましては、議案に記載のとおりでございます。事故の概要といましましては、相手方が町道白松線を泊浜方面に向かい走行中に、舗装路面に空いておりました直径 50 センチほどの穴に気づかず走行し、前輪左側のタイヤを破損したというものでございます。相手方の瑕疵などではなく、結果当該事故の過失割合は当方が 100% でございまして、タイヤの修理費 4 万 6,860 円は町費で負担するものであります。なお、負担する金額につきましては、全額保険で補填されるものでございます。幸いがなどはなかったものの、町道管理につきましては、同じような事故がないよう管理の徹底に努めるよう、担当課に注意をしたところでございます。以上で細部説明とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。4 番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君）　損害賠償案件ということで、何点か聞きたいと思います。白松線は今年に入ってから多分舗装整備がされる、その前だと思うんですけれども、建設課のほうの道路のこういった破損箇所の確認、タイヤが破損するくらいということは、夜でもあったことも理由に挙げられますが、スピードも出していたのかなという気もします。その現状、穴の現状、その辺をお聞きしたいと思います。

あと保険を通して支払いするんだと言っていますが、今大体6月ですが8月の事故でもって6月、大体10ヶ月、それぐらいこういった保険の支払いというのは行政の処理として大体それぐらいかかるのが当然なんでしょうか。この2点お聞きします。

○議長（三浦清人君）　建設課長。

○建設課長（及川幸弘君）　舗装の穴ぼこにつきましては、これは当課のほうでパトロール、あとは維持管理等々業者さんの中にもお願いをしているところではございますが、残念ながら事故に至る前に発見、補修ができなかったということで、深く反省をしておるところでございます。当該者のほうには私ちょっとお伺いをしてお詫びを申し上げてまいりました。スピードが出ていたんじゃないかというちょっとお話でございましたが、それほど法定速度を守って走っていたということで、御本人のほうから聞き取りをさせていただいておるところでございます。

○議長（三浦清人君）　総務課長。

○総務課長（及川明君）　事故対応に関する処理までの時間の経過につきましては、議員が御指摘のとおり少しかかりすぎているということは否定できないと思います。ここに至るまでに保険会社と町と契約を直接しているのではなくて、全国町村会を通じての契約なんですが、保険会社のほうからすれば運転者の瑕疵というものもあるのではないかということも、しばらく町とその過失割合についてこの案件につきましては、やり取りがございまして、それに要らぬ時間を費やしてしまったというのが正直なところでございます。いずれ夜間であること、穴の大きさであること、そういったことを考えますと運転者の安全運転義務という部分は到底期待できるものではなく、町の瑕疵ということで最終的に今般議案の提出に至ったというものでございます。

○議長（三浦清人君）　千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君）　課長が何度も言ったように、町の瑕疵ということで、その現場の状況、あと道路管理、その辺でもって町のほうに非があったというような状況だと思います。そしてタイヤに関しては新しいタイヤと交換ということなんですが、大体それというのは事故が

あってから2、3日でその対応というのは保険がこんなにかかってもその対応というのは町のほうですぐしたんでしょうか。その辺もう1回お聞かせください。

あと常々震災でもってトラックが走ったところに穴があるということは、これまで歌津地区で4か所ぐらい道路整備が行われて、道路も立派になりました。しかしながらまだまだこういった場所があると思います。トラックがたくさん走っていますので、その影響でもって穴もあると思いますので、こういったことが起こらないためにも、町のほうでは常々もう十二分に注意しているとは思うんですが、取りあえずその辺を同じような例えばこういった損害賠償の請求がされないように、道路の管理のほうも今までのままだとまた起こったらまた起こりましたではなくて、起こらない環境づくりを建設課のほうでどういった対策を取っていくのか。その2点だけ最後にお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 修理につきましては、タイヤに亀裂が入ったということでもう使い物にならないということで、新しいタイヤに入れ替えるということで、期間的にはこちらに上がってきた日にちを見ますと5日間程度日にちは要しているようございます。現在はこの議案が可決されれば保険会社のほうから修理した会社のほうにお金は振り込まれるという手順になっております。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 道路のパトロール、点検等につきましてですが、当然ながらこれは定期的にパトロールとかも行ってございますし、あとは建設課職員ですね、道路担当のみならず現場に出る際には注意するように一応指示をしてございます。なおかつあとは役場職員、あとは住民の方々の御協力もやはりぜひこれは必要でございますので、そういう事案が見つかりましたらば早急に御連絡いただき、早い対応をできるように体制づくりを整えてまいりたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第16号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 17 号 損害賠償の額の決定及び和解について

○議長（三浦清人君） 日程第 12、議案第 17 号損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第 17 号損害賠償の額の決定及び和解について御説明申し上げます。

本案は、令和 2 年 9 月 24 日に震災復興祈念公園内で発生した車両の損傷事案に対し、相手方に対する損害賠償の額を決定し、和解することについて議会の議決を求めるものであります。細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（及川 明君） それでは議案第 17 号損害賠償の額の決定及び和解について、細部説明いたします。

本件につきましては、町の職員の草刈り作業中の過失に起因した事故により、損傷した器物の損害賠償についてお諮りするものでございます。

相手方、事故の状況、損害賠償額につきましては、35 ページの議案書のとおりでございます。事故の概要をもう少し説明いたしますと、建設課の職員が震災復興祈念公園内で乗用草刈り機で園路の路肩の除草作業中、草刈り機の回転刃に当たった小石が約 10 メートルほど離れた場所に駐車していた相手方の車両に当たり、右側後方部の窓ガラスを破損させたものであります。相手方が事故を回避できることは困難でございまして、結果当該事故の過失割合は町が 100% でございます。窓ガラスの修理費 3 万 6,509 円は町費で負担するものであります。なお、負担する金額につきましては、これも全額保険で補填されるものでございます。幸い人身等のけが、事故はなかったものの、作業中に見張り役を付けるなど、安全管理の徹底に努めるよう、担当課に促したものでございます。以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。9 番今野雄紀君。

○9 番（今野雄紀君） 1 点だけ確認をお願いしたいと思います。まず草刈り作業中、乗用の草刈り機でこのような事案が発生したという、そういう説明がありました。そこでこの損害賠償に関しては分かったんですけども、その後事故後の祈念公園内の除草作業は、相変わら

ずといふかどのような形で進められているのかどうかだけ確認をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） またこのような事故を起こしてしまって大変申し訳ございません。現在乗用の草刈り機も含めてでございますが、草刈りする際には当然ながら周囲の安全確認、当然人がいないかとか車両がないかとか、そういったものを確認の上やるように職員のほうには指示をしておるものでございます。今事案につきましては、全体開園前の草刈りを行っておったというところでございまして、被害に遭われた方につきましては公園内の工事に携わっている方々ということで、若干ちょっと急ぐあまり安全確認を怠ってしまったのかなと。ただその機械自体も基本的には飛散防止のカバーがついておるんですが、これは言い訳にしかなりませんが、そこをかいくぐって石が飛んでしまったというような事案でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） その事故に関しては分かったんですけれども、その後その乗用の草刈り機は十分活用、本開園になつても活用されているのか。実は少し前に松原公園で普通の手で持つ草刈りと乗用のやつが稼働している場面を見受けたんですけれども、現在この祈念公園のその除草作業には乗用式は利用されているのか、そのところの確認だけお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 乗用の草刈り機については、一応所管としましては当課でございますが、祈念公園の草刈りのみならず松原公園においても教育委員会部局等とで役場のものとして使っているということで、多分それをお目になさったのかなと思います。

○議長（三浦清人君） いいですか。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 1点だけお伺いいたします。この祈念公園の中で起きた事故ですけれども、今後現在築山には牧草が大分生えているんですけども、その辺の除草、草刈り、今後どのようにやっていくのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 築山に関しましては、コンセプトが基本的にはメンテナンスフリーということでございますが、あまりちょっと見栄えが当然好ましくないということであれば、ある程度一定の草刈り等は必要なのかなと思いますが、基本的にはメンテナンスフリーというコンセプトで造ってございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） フリーだというわけなんですかけれども、もちろんあそこは傾斜になつていますから機械で草刈りするのは大変なことで、やるとすれば手刈りかなと思われるんですけれども、これからもどんどん伸びてくるわけですよね。そうした場合のことを考えると十分事故等に気をつけて機械を入れるか手刈りでいくのか、今フリーと言いましたけれども、あるいはやらないという方向のようでしたけれども、公園内でこのような事故が想定されるわけですけれども、今後ともね。そういうところを十分気をつけて事故のないようにしていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第17号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第18号 損害賠償の額の決定及び和解について

○議長（三浦清人君） 日程第13、議案第18号損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

説明を求めます。町長。

○町長（佐藤仁君） ただいま上程されました議案第18号損害賠償の額の決定及び和解について御説明申し上げます。

本案は、本年2月16日に戸倉字雷前地内で発生した車両の損傷事案に関し、相手方に対する損害賠償の額を決定し、和解することについて議会の議決を求めるものであります。細部につきまして、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（及川明君） 議案第18号損害賠償の額の決定及び和解について、細部説明いたします。

本件につきましては、町が設置した工事関係看板の飛散が起因した事故により、損傷した器

物の損害賠償についてお諮りするものでございます。

相手方、事故の状況、損害賠償額につきましては、36 ページの議案書のとおりでござります。事故の概要といたしましては、戸倉字雷前地内に町が設置した工事関係の通行止めの看板が低気圧の状況下の強風にあおられ、単管パイプから外れ舞い上がり、駐車していた相手方のミニ油圧ショベル、いわゆるミニバックホウに当たり、左側後方部の窓ガラスを破損させたものであります。相手方が事故を回避できることについては困難な状況でございます。結果当該事故の過失割合につきましても町側が 100% ということであり、窓ガラスの修理費 10 万 4,280 円につきましては町費で負担するものでございます。これにつきましても、負担する金額につきましては、全額保険で補填されるものでございます。低気圧の強風ということではございますが、幸いけがなどはございませんでしたが、点検等安全管理の徹底について、引き続き努めていきたいと思っております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（三浦清人君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第 18 号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 19 号 令和 3 年度南三陸町一般会計補正予算（第 2 号）

○議長（三浦清人君） 日程第 14、議案第 19 号令和 3 年度南三陸町一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第 19 号令和 3 年度南三陸町一般会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として行う子育て世帯生活支援特別給付金に係る所要額を計上したほか、4 月 1 日付人事異動に伴う人件費の整理、調整等を行うものであります。

細部につきましては、財政担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御

決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（及川 明君） それでは、議案第 19 号令和 3 年度南三陸町一般会計補正予算（第 2 号）の細部説明を申し上げます。

補正予算書の 1 ページをお開き願います。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,750 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 126 億 2,127 万 9,000 円とするものでございます。

補正額を加えまして、通常分が 89 億 670 万 5,000 円、率にしますと 70.6%、震災復興分が 37 億 1,457 万 4,000 円、率にしますと 29.4% となっております。

予算全体に占める投資的経費につきましては、普通建設事業と災害復旧事業を合算しますと 23 億 6,476 万 3,000 円でございまして、率にしますと 18.7% となっております。

次に、2 ページからの第 1 表歳入歳出予算補正につきまして、款ごとの構成費を申し上げたいと思います。

まず 2 ページの歳入ですが、14 款国庫支出金が 25.3%、15 款県支出金が 6.1%、17 款寄附金が 2.8%、18 款繰入金が 5.1%、20 款諸収入が 1.5%、21 款町債が 7.6%、補正されなかつた款項に係る額が 51.6% となっております。

次に歳出でございます。3 ページになります。1 款議会費が 0.9%、2 款総務費が 31.9%、3 款民生費が 15.0%、4 款衛生費が 9.3%、5 款農林水産業費が 4.8%、6 款の商工費が 4.1%、7 款土木費が 4.6%、4 ページにまいりまして 8 款消防費が 3.9%、9 款教育費 7.6%、10 款災害復旧費 3.4%、13 款予備費が 0.9%、補正されなかつた款項に係る額が 13.6% となつております。

次に 5 ページ目を御覧いただければと思います。

第 2 表の債務負担行為の補正でございます。

今補正では、企業版ふるさと納税に係る一部の事務を外部に委託する業務を追加するもので、寄附金額に対して 15% 相当分を限度として計上するものでございます。令和 6 年度までの限度額として 1,350 万円を計上するもので、このほかに令和 3 年度分の事業分といたしまして、今補正で 405 万円を計上しておりますので、合算しますと業務全体では 1,755 万円となっております。

次に 6 ページ、第 3 表の地方債の補正でございます。

2 つの事業の追加となります。

1つ目の農林水産業施設災害復旧事業は、歳出予算における 10 款の災害復旧費の台風 19 号農業施設災害復旧工事に係る借入れでございます。事業費 2,600 万円に対し、65% の充当率で 1,690 万円を充当する予定でございます。2 つ目の災害援護資金貸付事業は、歳出予算に置けます 3 款の民生費に計上してございますが、東日本大震災に係る宮城県災害援護資金の貸付け期間が今年度末まで延長されたことから、貸付け上限額 1 件分 350 万円を見込み計上するものでございます。

続いて、予算の詳細を説明いたします。

10 ページをお開き願いたいと思います。

最初に歳入でございます。

14 款 2 項 2 目民生費国庫補助金、補正額 821 万 5,000 円の追加は、新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化事業に係る補助金でございます。低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金に対する補助金でございまして、全額国費対応となっております。

17 款 1 項 2 目総務費寄附金は、まち・ひと・しごと創生寄附金、いわゆる企業版ふるさと納税につきまして、補正額 2,999 万 9,000 円を追加し、合わせて 3,000 万円とするものでございます。

11 ページ、18 款 2 項 5 目復興基金繰入金 2,400 万円は、海辺の広場整備に係る設計業務の財源とすべく、基金を取り崩すものでございます。

21 款の町債は、先ほど地方債補正で御説明した 2 つの事業に係る起債分でございます。

続いて 12 ページからになります。

歳出でございます。

今回の補正予算では、各科目に共通して、4 月の人事異動に伴います人件費関連の予算調整を行っておりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、科目別に御説明いたします。13 ページになります。

2 款 1 項 5 目財産管理費 12 節物品処分業務委託料 385 万円は、今年度予定しております第二庁舎解体に伴う物品の処分費でございます。

12 目まちづくり推進費 12 節スマートモビリティー実証プロジェクト管理運営委託料 300 万円は、これまでの検証とモビリティーの導入検討を行うための業務委託料として計上するものでございます。

14 目地方創生推進費 12 節委託料のうち上段につきましては、歳入でも触れましたが、海辺の広場整備に係る設計委託業務として 2,400 万円を計上しております。

その下、企業版ふるさと納税支援業務委託料は、先ほども御説明いたしましたが、今年度の寄附額の目標を3,000万円とし、既に寄附いただいている300万円を差し引いた2,700万円分の15%を上限として、委託業務料を計上するものでございます。

24節積立金3,000万円は、今年度目標額として基金に積立てするものでございます。

14ページ、15ページは人事異動に伴う予算調整が主なものでございます。

次に16ページ、3款2項1目児童福祉総務費19節扶助費、補正額800万円の追加は、歳入でも申し上げましたが、子育て世帯に対する生活支援特別給付金で、児童扶養手当受給者などの世帯は県が直接事業主体として支給いたしますが、町の分はそれ以外の住民税非課税の子育て世帯への特別給付金となっておりまして、1人当たり5万円の160人分を見込み、計上しております。

次に18ページになります。

3款3項1目災害救助費20節貸付金補正額350万円の追加は、地方債補正で説明したところです。

以降19ページ、20ページ等は人事異動に伴う補正予算となっております。

次に21ページをお開き願いたいと思います。

6款1項2目商工振興費の12節、18節は、4月会議の補正予算第1号で御決定を賜りました新型コロナウイルス感染症対応の事業につきまして予算の組替えを行うものでございます。

以降22ページから26ページまでは、人事異動に伴う予算調整が主なものでございます。

27ページをお開き願いたいと思います。

10款1項1目農業施設災害復旧費14節工事請負費は、地方債でも説明いたしましたが、戸倉字下道地内ほか4地区の全部で5地区の台風19号農業施設災害復旧工事費を計上してございます。詳細につきましては、議案関係参考資料の46ページに記載のとおりとなっております。

最後に13款予備費は財源調整でございます。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） ではないようですので私のほうから、最大3点まででしたっけ。3点お伺いします。

いずれも13ページになるのかなと思うんですけども、一番上ですね、まず物品処分業務

委託料、参考資料を見ますと第二庁舎及び第三庁舎の解体に伴う不要事務物品等の処分ということでございます。単純に疑問というか、今まで使っていたものを処分しますよということだと思うんですけれども、それに 400 万もかかるのかというのが率直な感想として持ってしまうんですけれども、どんな大型のものをどうやって搬出して処分するのかなというところがちょっとイメージが湧かないで、具体的により金額の大きくかかるものと想定されているあたりを御説明いただけないかなと思いますが、いかがでしょうか。

それからその下、14 目地方創生推進費の委託料の中に海辺の広場等整備工事設計業務委託料ということです。これも新しく建物を建てるとか、あの大屋根を立てると言っていたところも屋根はないですよという話だったと思いますので、もう既に整地されて区画が整理されている土地の利用方法等を決定していく設計料としては、2,400 万もかかって一体どこからどこまでをどのような大規模開発をするのかなというのが率直な印象として持ってしまうんですけれども、このあたり高額すぎやしないかというのを思いますが、どういった事情で事業が進む予定なのかお聞かせいただければと思います。

それからもう 1 点はその下の企業版ふるさと納税支援業務委託料ですけれども、先ほどの債務負担行為の説明別表 2 ですから 5 ページになりますかね。第二表で令和 3 年度から 6 年度までですから 4 年間の企業版ふるさと納税を集めてくる。その業務を集めるためのお手伝いをお願いするということだと思います。寄附いただいた額の 15% 相当というようなお話を思ったと思うので、言葉は適當かどうか分かりませんが、分かりやすく言えばその出来高払いといいますか、集まった額の多寡に応じて委託料が変化していくというような内容なのかなと推察しますが、あまりその行政が行う業務委託の中でそういったシステムというか仕組みというか、あまり今まで耳にしたことがないなと思っておりますので、そういったことが可能なのかどうかということと、仮定の話には答えられないとは思いますが、例えば想定が年間で 3,000 万だと。これが 6,000 万が集まつたら当然委託料は倍になるよという認識でよいのか、お伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 5 番、本会議の場合、何件でもいいんです。ただ 3 回ですから。3 回。

もし 4 件 5 件あればどうぞ続けて。後藤伸太郎君。

○5 番（後藤伸太郎君） ではせっかくですのでもう 1 件。ちょうど同じページですね。13 ページの真ん中、まちづくり推進費のあたりにコミュニティ助成事業助成金というのがございます。これは少し関連に近い部分になっていくのかなと思うんですが、震災後、地域のコミュニティというのは一度分断されて、一度壊れて、また再構築して今のついの住みかで

のそれぞれの高台での団地のコミュニティーというものが新しく形成されていると思います。そこでの新しい行政区が立ち上がったり、行政区長が新しくなって、新しいその地域の行事をやるよというようなときに助成金、そこを補助指定地域のコミュニティーの気運を醸成していくということは非常に重要だと思うんですね。その中でこの助成金がそれに当たるのかどうかということは分かりませんが、宮城県で行っている地域コミュニティー再生支援事業補助金というのがございます。これは数年前からずっと行って継続的に支援を受けている南三陸町の各行政区、団体、数多くあると思うんですけども、いずれも恐らくコロナの到来によって行事を行えなくなって、中段というか補助金の申請をしていない団体がほとんどなのではないかなと思っております。県のほうではコロナでやれない分は次の年度、来年度やる分にはやるということにしてもらえば、今年はゼロになるけれども、その次の年にしっかりと全額補助金を出しますよという約束の下で、各行政区との交渉が進んでいると認識しておりますけれども、ちょっと心配になったのが、先般町長のこの議会の中での答弁の中で、宮城県の財政は米びつの底が見えてきたという話をされました。米びつの底が見えてきたというのは大変な状況であるなというのを推察しますけれども、地域コミュニティーというものは立ち上がったばかりですので、米びつそのものがございません。ですので、こういった新事業を続けていただくということは非常に重要なことですので、町として県にしっかりとコロナでできなかった分は次の年しっかりと満額もらえるようによろしくやってくださいねと働きかけていくこと、これは重要なことですけれども、現在まだコロナの先が見えません。今の段階でもしっかりと働きかけていく必要があると思いますが、働きかけを行っているのかどうかお伺いします。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） それでは物品の処分につきましてお答えさせていただきます。

処分する物品の主なものとしましては、机が約150台ほど、それからキャビネット等で約80台、それから椅子等で220個というような形で主なものとしての合計で約200万程度。それからそれにかかります運搬費、それから人件費等で約150万ほどというような形で合計で385万という形になっております。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） 海辺の広場の設計委託料に関してなんですかとも、まず海辺の広場等ということで、海辺の広場だけではなくてしおさい通りにあります町有地につきまして、全9区画の設計料を計上してございます。海辺の広場については、下を

芝にしたりだとか、あとはちょっとトイレとかの関係もありますので、額が大体 800 万ぐらいということで見込んでございます。そのほかの 8 区画合わせまして残りの額ということになってきてございます。

それから債務負担、企業版ふるさと納税の代行業務ということなんですけれども、こちら議員の思っているとおり寄附をいただいた分から 15% というのを上限に予算積算上してございます。これ、こういったものは可能なのかということなんですけれども、こちら実際可能でございます。ほかの自治体でもやっている例がありまして、神戸市とか取り組んでございます。宮城県ではあまりまだないということなんですけれども、要はその自治体の職員が企業に飛び込み営業をかけてもなかなかこれ、寄附を取ってくるのが難しいと。そこを代行業務ということで、事業者にお願いして行っていただくと。結局寄附を得た分からその代行料というのを支払っていきますので、町からするとマイナスは一つもないということになります。

○議長（三浦清人君）企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君）一番最後に御質問いただきましたコミュニティの助成の関係なんですが、正直なところ現在はコロナで措置された予算を確実に執行していくということを県も町も市町村も努力しているということになろうかと思います。当然にこの先にそういった活動が再開できるという見込みができますので、先日も県のほうから提案があったんですが、今後その地域振興にもう少し力を入れていきたいということで、圏域ごとにそういった会議体を設けて地域のニーズを拾っていこうというようなお話を伺っていますので、改めてそういった場でちゃんとそういうところの予算を確保して、確実に執行してくださいということで町のほうとしても要望してまいりたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君）震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君）すみません、ちょっと 1 点答弁漏れしてございましたので、年間今 3,000 万という目標なんですけれども、仮に 6,000 万集まつたらということなんですけれども、6,000 万集まつた場合はまた補正予算に乗せていただいて、代行料を上乗せしたものを計上させていただきたいと思っています。ちなみに何で年間 3,000 万なのかというところなんですけれども、こちら地域再生計画をつくったときに、寄附額の上限というものを 5 年間で 1 億 5,000 万ということで設定してございます。なのでそれを 5 で割って年間 3,000 万ということを基準にしてございます。

○議長（三浦清人君）後藤伸太郎君。

○ 5番（後藤伸太郎君） じゃあ1つずつもう一度お伺いしたいと思います。

第二庁舎、第三庁舎、私てっきりその第三庁舎、どちらなのか。どちらも医療系の物品があって処分するというような話が以前にあったので、そこにかかるのかなと思ったんですが、そうではなくてほぼ事務用品ということなんですね。分かりました。建物、どちらも2階建てでそれ相応の広さはありますけれども、そこを空にするだけでこれぐらいの金額がかかるのだなというのは一般町民の目線からすると、そうですかというふうに思ってしまいます。積算の根拠をただすようなことではないんですけども、もうちょっとやりようがあったのではないかと、経費をかけないやり方というのはほかに模索できなかつたのかなというのは率直な感想として持ってしまいますけれども、どのような検討が加えられたのかだけ追加でお伺いしたいと思います。

それから海辺の広場に関して、これも建物を建てるわけでもないのに土地の区画の設計ですので、どういう設計をするのか正直イメージが湧かないんですね。もう区画はあって土地の広さは決まっていて、その設計料ですと言われて、それを9区画設計すると2,400万というのがどういう仕事なんだろうというのがちょっと率直に思ってしまいますので、これも例えばそのほかに経費のかからないやり方といいますか、どうしてもその外注せざるを得ない案件なのかどうかというものについて、もう少し踏み込んで聞いて見たいと思いますが、2,400万、高くないですかという聞き方だったらどういうふうにお答えになるのかお伺いしてみたいと思います。

それと企業版ふるさと納税ですけれども、分かりました。集まった寄附額によって委託料も上下していくということだそうです。債務負担行為の中で上限を設定するものですけれども、これもまた仮定の話で申し訳ないですが、倍集まつたら倍払うよということでした。では逆に全然集まらなかつたらもう払わなくていいのかということになってしまふと思うんですけれども、そこの下限、一定程度やっぱり業務自体行われていると思いますので、最もこれぐらいは支払いますという部分があればお伺いしたいと思います。

それと4点目ですね、町民の皆さん、その地域のコミュニティーにいる皆さん、特に再生支援事業を申請して補助金の交付を今まで何回か受けた団体の皆さんは、今年は、去年からなんですよ、実はね。去年もやっていないんです、去年と今年はコロナだから中止にしたと。だけどその次の年は受け取れるというのはもう約束されたものと感じていると思いますので、そこはその反故になることがないようにしていっていただきたいということと、追加で申し上げれば、事業の採択を継続して、連続して受けた団体が4年目に入ると補助額が減るはず

なんですね、確か。ですけれども、コロナのせいで2年ぐらい延びていますので、それは減らずに3年目扱いで全部でますよというような約束も、これは地域側としては県がそういうふうに約束してくれている、だから今年は事業をやらなかつたんだと認識していると思いますので、そのあたり、県の事業なので町の事業ではないですけれども、町民の目線に立って連携していっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、以上についてお伺いします。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） 処分の物品につきましては、現在町で管理しておりますあらゆる施設等に振り分けというか、必要な分が使えないかどうか、そういったものを今調査、それから打診等をしている状況でございます。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） 海辺の広場等の設計料のイメージということなんですすけれども、海辺の広場のその町有地について、すみません、しおさい通りかな。しおさい通りの町有地について、駐車場とかそれからイベントを行ったりだとか、そういった多用途に使えるような面整備ということでイメージして設計を出したいなと考えてございます。ちょっとこの金額が高いかどうかという話なんですすけれども、見てるといろいろな項目の人件費とかが入っていますけれども、一旦その予算積算の時点は業者からの見積りということでおいたいた数字になってございますが、こちら実際設計、契約になるときには競争入札とか入ってきますので、そこで企業努力が入って減額になってくるものと理解してございます。

それから企業版ふるさと納税につきましてなんですすけれども、こちら今考えているというか、ほかの自治体の例をお聞きすると、集まらなければ払わないというところかと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 4点目ですが、御決定をいただいているという分については、その裏に予算があるということが確実で決定をいただいているということだと思いますので、そこはしっかりと引き続き担保していただくようにということと、中身はもう一度確認をさせていただいて、折に触れましてそういったお話をもあるということで県には届けてまいりたいと思います。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 2点目と3点目については分かりました。4点目につきましては分か

らないことがあればどうぞお伺いしてください。1点目に関しては、使えないか再利用がだから処分しなければいけないものをほかの公民館とかどこか、そういうところに流用できなかといふことを打診中なんですか。処分しますよと予算を上げた後に、これ再利用できませんかねとほかの庁舎内の別な部署に聞いて回っているということになると、いや、それは予算を上げる前に聞いておいてくださいよと単純に思ってしまうんですけれども、そこだけちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） 物品等につきましては、実際積算を使った数量等については先ほどお話しした数量よりも若干多めになっています。今まで各施設等に打診等はしておりまして、必要な分がないかどうか、あればその場で引き取ってもらっているという形で、できる限り予算を圧縮するような形でできるように今後も進めていきたいということでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。11番星喜美男君。

○11番（星喜美男君） 1点目は10ページの民生費国庫補助金、コロナウイルス関係の質疑で、関連ということになりますが、現在コロナワクチンが進められておりますが、最終はいつ頃になる見込みですか。まずそれを伺いたいと思います。

もう1つはいずれ64歳以下のワクチン接種も始まると思うんですが、その順番はどのように回っていくのか、それも伺いたいと思います。

もう1点、23、24ページ、教育費、小中学校費があるんですけども、これも関連になりますが、先日マスクを着用して運動した子供が亡くなっていますが、運動の際のマスクの着用はどのようにされていますか。その2点伺います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大森隆市君） コロナワクチン、接種が最終、いつまでなんだということなんですけれども、基本的には令和4年の2月28日までに全ての国民に接種、「65歳以上までの」「高齢者はいつ頃終わる予定だべって」声あり）高齢者につきましては、7月末ということで進めておりますけれども、「1回」の声あり）いやいや、2回目。1回目ですか、2回目ですか。（「1回も2回も」「1回目」の声あり）予定では6月22日に1回目の接種が全て終了する予定となっておりますけれども、日程が1回目と2回目が3週間経過を見なければいけないので混在しているものですから、基本1回目がいつ終わるかとかということではなくて、7月末までに2回終わらせるということになっております。というのは、戸倉地区がちょっと間隔が空いたりしますので、ですから2回目が始まった後に戸倉地区の1回

目が始まるとか、結構様々な日程になっていますので、御了承願いたいと思います。

それから 64 歳以下の順番は今後どうなっていくのかということですけれども、昨今報道番組などでもかなり言われておりますけれども、もう大規模接種会場ができた段階で恐らくこれまで言われていた医療従事者から高齢者、そして基礎疾患を持っている方々、この順番でいくというような流れは崩れていくのかなということは想定はしておりました。大規模接種会場が空いてくると、打ちたい方がいればどんどん打ってくれということで、河野大臣自ら言っていますので、その順番は、今うちの町にとっては遵守する方向ではありますけれども、64 歳以下の接種の在り方については、ただいまちょっと検討しておりますので、うちだけどうしてもその順番を守らなければいけないということではありませんので、医療機関とかそういういったところと連携をしながら、できることなら接種できる方から随時接種していきたいと考えております。以上です。

○議長（三浦清人君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（菅原義明君） 運動の際のマスクということで、基本的にはやっておりません。どうしても本人が何か特別な事情があってマスクしていないという場合には、これはまた別ですけれども、基本的にはマスクはしていません。

○議長（三浦清人君） 星喜美男君。

○11 番（星喜美男君） 65 歳以上、22 日が最終という見方で大体なのかなという感じがしているんですが、64 歳以下は確かに何かその前までは公平性を重視してきたのが、それがどうも 1 日 10 万人、100 万人に合わせるためにばんばん大学でやってみたり、いろいろなところで接種を行うような方向にいってきているみたいですが、うちの町はそれについていく必要が果たしてあるのかなという感じがしていますが、ただ 1 つだけ 64 歳以下はこの高齢者の逆回りで私はいくのが公平なのかなという感じがしているんです。そうしないと一番これから不公平を感じるのは、1 回目もまだ来ないのに 2 回目が終わった人がどんどん出てきたら非常に不公平感を感じるものだと思っています。そうならないような何とか方法を検討していくってほしいと思います。いかがですか。

もう 1 つ、すみません、マスクの着用についてですが、確か文科省か厚労省ですが、マスクは着用しないように徹底するようにという、そういったあれがテレビ等で見たような感じがしたんですが、その辺徹底して運動する際はマスクをしないようにという指導するべきだと思いますが、どうですか。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大森隆市君） 64歳以下のワクチン接種につきましては、基本は個別接種といいまして、各医療機関で自由に受けていただくという形になりますので、それが2月28日までが一応限度になっておりますので、65歳以上の高齢者だけは集団接種を2回やるということで、64歳以下につきましては個別接種という形で、それぞれが自由に各医療機関で接種をしていただくというような方向性で考えております。ですからそこには不公平感というのはありませんので、御安心いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（菅原義明君） 私先ほど申し上げましたのは、本当に特別なものと御理解いただければと思いますので、基本的には熱中症もありますので、外して運動はするということです。その辺はそれがすぐいいよということではないということで御理解いただければと思います。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩します。再開は2時35分といたします。

午後 2時16分 休憩

午後 2時33分 再開

○議長（三浦清人君） それでは再開をいたします。

議案第19号の一般会計補正予算質疑を続行いたします。11番星喜美男君。

○11番（星喜美男君） 64歳以下は個別接種ということだそうでございますが、何か混乱しそうな感じもしないわけではありませんが、ひとつ不公平にならないように、混乱しないようやっていただきたいと思います。

また、マスクの着用についてですが、1つ懸念されるのが指導する教員の判断によってみんなまちまちでは困るのかなという感じがしますので、その辺しっかりと徹底してやっていただきたいと思います。終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では何点か伺いたいと思います。

まず10ページ歳入、中学校費補助金で27万5,000円あります、その同じく24ページ歳出のほうに中学校費備品購入等55万計上されていますけれども、この学校保健特別対策ということでの購入みたいですが、この内容を少し詳しく伺いたいと思います。あとこれ学校保健特別対策、学校保健ということで、以前私、保健福祉にも簡単に確認させていただいたんですけども、関連になるんですが、都会のほうでは問題になっている生理用品の困窮家庭

とか、そういった部分での当町においての確認とか、そういった認識作業はなされているのか。それとあわせてまた昨今新聞等でもやはり特集になっているヤングケアラーの確認等は教育委員会部局としてはどのような形で対応なさっているのか伺いたいと思います。

あとページ、13 ページ、海辺の広場、先ほど前議員の質問で大体は分かったんですけれども、そこで再度伺いたいのは、今回の委託料 2,400 万、今回のこの海辺の広場の等も入るんですが、これらの総事業費というんですか、大体どれぐらいの予算、これから詰めるんでしようけれども、その予算の何%分ぐらいがこの 2,400 万なのか、大体お分かりでしたら伺いたいと思います。分からなければそれなりのあれでいいんですけども。そこで今後の活用、利用促進の業務委託ということですけれども、そこで何か聞くところによると、軽トラ市とかマルシェ等もできるような、何かそういった構想もあるというんですが、そういったやつも業務委託に入っているのかどうか、確認させていただきます。

あともう 1 点、28 ページ、給与費について伺いたいと思います。今回の補正で給料のほうが 5,500 万で職員手当のほうが 2,400 万の減、合わせて 8,000 万近い減になっていますけれども、この内容、異動その他統合等での影響だと思いますけれども、そのところをお伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（菅原義明君） それでは歳入歳出両方でということで、まず歳出でございます学校用品の備品費で買うものということですけれども、予定してございますのは保健室等の器具類を滅菌する滅菌器を買うということを予定してございます。歳入についてもこれの歳入ということで補助率 2 分の 1 ですので、そのような数字になってございます。

それから生理の貧困という御質問がございました。こちらについてはそのような事案といいますか、現実的にいろいろ報道されておりますけれども、本町においてはこれまでもそうですけれども、保健室である程度必要な児童生徒がいれば保健の先生がいいですよと言ってお渡しをしているということがございます。大体は忘れてきちゃったとか、あるいは手持ちがなくなったというときにおいでになるというのが多いように聞いてございます。あとはそもそもその報道されているようなものについては、そこだけということではなく、多分生活全般にわたってなかなか苦しいというところだと思いますので、それはきちんと扶助の中で福祉サイドの中で施策がなされていくと思ってございます。

それからあと最後、ヤングケアラーの確認をしているのかということころ、前も一般質問から含めてたくさんいただきましたけれども、お答えの中でもあったかと思うんですが、ヤン

グケアラーというもの、なかなかそのつかみづらいというのがあろうかと思います。もともとそのヤングケアラーと今言われておりますけれども、どのようなものかというのはこれも一般質問の中でお答え差し上げたかと思うんですが、本来大人が担うべき部分を事情によって子供にやってもらっていると。それが恒常化しているというものでありますので、うちの町、それほど子供の人数が多いわけではありませんので、学校からすれば学校の先生方、子供のことについてはずっと見ていると思いますし、それから家庭訪問もしております。そういった中で何らかの異常、本人が発する際に気づいていくというところでこれまでやってきております。これからもその取組は変わりませんけれども、このようなヤングケアラーという新しい概念に対してやはり先生方もしっかりとそのことを理解して、見方をもう1つ増やしていくというのが大事なことだと思いますので、今後校長会議等で教育長のほうからその辺はしっかりとするようにということでお示しをさせていただくことになろうかと思います。

○議長（三浦清人君）　震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君）　しおさい通りの総事業費、大体どれぐらいかというお話なんですけれども、今ちょっと国のほうと調整している部分とかございますので、この場で幾らぐらいというのはちょっと答えることは難しいんですけども、都市再生整備計画をつくった段階においての、そのしおさい通りの事業費ということでいくと大体3億円ということで見込んでございます。こちら先ほど言ったとおり国のほうと今調整中ですので、またその設計についても今後の入札とか入ってきますので、2,400万から恐らく金額的には下がるかと思いますので、その何%かというのも今の段階ではちょっとお答えがなかなか難しいところでございます。

それから利用促進というお話なんですけれども、先ほど後藤議員にもお答えしましたとおり、多用途に使えるような面整備を考えてございますので、屋外イベント、様々な屋外イベントに対応できるような面整備をしていきたいと思ってございます。

○議長（三浦清人君）　総務課長。

○総務課長（及川　明君）　今回の人事費減額の要因といいますか、内訳につきましては、28ページ以降に書いたとおりなんですが、頭数的にはこの表のとおり短時間勤務職員まで含めますと15名分の調整と、いわゆる減ということでございます。今年度当初の予算の立て方のときに、減員する、昨年度で減員する部分の見込みを誤ったものというものが要因でございます。もう少し精査した形を取っていればこれほどの人事費の動きはなかったのかなと反省をいたしているところでございます。いずれ15名分の人事費の調整が一般会計としての補正

予算の内容となっています。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） まず中学校費の補助金についてなんですか、保健室の滅菌器といふことで分かったんですが、当町学校2つあるんですけれども、それ両方なのか、中学校。片方の中学校なのか、その点確認させていただきます。

あともう1点は生理用品に関しては大体分かりました。

あとヤングケアラーについては、実は内容的に中学校の生徒もそういった対象ということなんですが、高校の部分も多いという、そういう報道等も私、数年前から聞いていまして、そこで当町は中高一貫で進めている中、何ら高校の部分も一応確認する必要があるんじゃないかなと思いますので、その点今後の確認の仕方をお伺いしたいと思います。

あと海辺の広場に関しては、約3億の総工費ということで、普通家を建てるときの設計費というか、そういったやつは1割ぐらいという、そういうことを聞いていますけれども、今回こういった金額なわけですけれども、そこで伺いたいのは、私はどちらかというところの設計等、そういった業務に関しては逆にお金を少し増やして、よりリサーチ等を確かなものにして事業する、そういう必要性もあるんじゃないかなと認識しています。なぜかといいますと、半端な、半端なという言い方も失礼なんですけれども、それなりの業務委託ですとある特定の何か団体等にしか恩恵のできないような、そういった事業も見方によっては取れるような形がしますので、やはり全体的にこの有効活用というんですか。利用促進できるような、そういったしっかりした事業をするためにも、やはりこの業務委託の整備内容に関しては重要なと思いますので、今後どういった形というか、進めていくんでしょうけれども、そこのところを再度確認させていただきます。

あと給与費については、課長より今15名分の減とありますが、中を少し見てみると、社会教育費とかそういった部分と、あと学校給食に関しての減額が多いように見受けられますけれども、今回のこういった人事の関係で今後の社会教育の充実というか、これまで私指摘しましたけれども、今後充実は十分可能になるのかどうか、その点1点と、学校給食に関しては再三同僚議員が質問等している地産地消等の取組、フードマイレージの関係等は十分進めていくのかどうか、その点だけ確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（及川明君） 最初に人件費の削減といいますか、社会教育部門、学校給食センターの関係なんですが、これにつきましては組織を見直した関係もございまして、簡単に言え

ば管理職が減ったということが大きな要因かと思います。実際の業務にそれがどのように影響しているかという部分については、管理職の部分ですので管理をするものの範疇が現在は広がったということでございますが、十分やれるものと思っております。あと細かい部分は教育委員会事務局長のほうから申し上げます。

○議長（三浦清人君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（菅原義明君） では最初に冒頭に御質問がありましたオートクレーブの滅菌器のほうですけれども、これは今回は歌津中学校に入れるものでございまして、志津川中学校についてはもう既に入っております。参考までに申し上げますと、志津川中学校に入っているものについては、志津川地区の小学校3校も一緒に使うということで使いますし、それから今回歌津中学校に入る部分につきましては、歌津地区の小学校2校もそれを一緒に使うということを予定してございます。

それからあとヤングケアラーについて高校の分はというところでございましたけれども、これについては県教委から高校にもきちんと通知が行っておりますので、当然ながら高校も気をつけておりまし、それからあと先ほど申し上げましたけれども、福祉全体の中で例えば要保護児童対策協議会とか、そういうものの中で高校生の分についてもしっかりと状況把握をしていくということになろうかと思います。

それから人が減ったことで事業はどうなんだという、あるいは地産地消はどうなんだというところですけれども、総務課長が申し上げましたとおり、例えば給食センターの所長が管理職でなくなったからといって地産地消が進まないかというと、それはまた別なお話と思いますので、そこは栄養士等もこれまでどおりしっかりとありますので、当然ながら続けていくものと思っております。またあと社会教育部門の事業についてですけれども、これはまだ始まったばかりですけれども、そういう御懸念を持たれるという部分については、もちろんそうなんだろうなというところはございますが、逆にそこにしっかりとコミットしていくといいますか、そうならないように何とか努めてまいりたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 12番菅原辰雄君が着席しております。ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。何点かお伺いいたします。

まずもって13ページ、財産管理費の中の前議員も言っておりました机、備品の処分料ですね、委託料385万をかけて、これ不要になったもので壊れたものではなくて、支援の人たちが少なくなるからそれを処分するんだよということになって、先ほどの説明です。であればこういう一応町の財産ですから、広報などに載せて必要な人にやるとか、そういう手法が取ら

れなかったのか、また時期としてはこれからそのようなことを行って処分してもいいのかなという思いがいたしますので、これをもう一度お伺いします。

それから次に同じページですけれども、12 委託料、前議員も何か聞いておりましたけれども、海辺の広場等整備工事設計委託料、やはり私も設計委託料に 2,400 万、随分高いなという疑念が持たれます。というのは、これ先ほどの答弁を聞いておりますと、おさかな通り、その整備をするのに 9 区画ですか。そのおさかな通りの土地の駐車場にするとかいろいろな設備をするんだよというお話をしました。我々議員は聞いていると、海辺の広場だから下のその本当の海辺の広場、そこを整備するものと思ってしまうんです。だから何回も聞くわけですが、海辺の広場という名前を借りたこれは整備計画なのかなという疑念が持たれます。そういうところを疑念を持たれないような説明の仕方をもう一度お願ひいたします。というのは、海辺の広場、子供たちがあそこでいろいろな調査をするのに、以前私はそういうところに簡易トイレのようなものでも設置したらいいのですかと、子供たちはいろいろな足を洗ったり水で使ったりというようなことをしたいと思うし、トイレももちろん簡易トイレでいいから置く必要がないのかなということを質問した記憶がございます。そうした点からももう少し海辺の広場を充実化すべきではないかなと思われますので、その点お伺いします。

それから 16 ページですね、児童福祉総務費、前議員も聞いておりましたけれども、扶助費の 800 万、子育て世帯生活支援特別給付金、1 人 5 万円、非課税世帯ということでございます。であれば全世帯で幾らあるのか、この非課税世帯が何割ぐらいあるのか、その辺再度お伺いします。

それから 21 ページ、商工振興費の中で 12 委託料 3,410 万で、18 負担金補助及び交付金、これの節の入替えになっています。その内訳を見ますと一般財源のようですね。国県支出金でもあれば負担金補助に替わるんですけども、なぜこの委託料から負担金に替わったのか、入替えするのか、その要因をお伺いいたします。

それから 27 ページ、災害復旧費の中の災害施設復旧費、工事請負費 2,600 万、これは台風 19 号農業施設災害復旧工事とあります。この場所、どこなのかそこを御提示願います。

○議長（三浦清人君） 町長。反問権。内容どうなの。内容聞かないと反問権だか何だか分からぬ。（「海辺の広場って言っているんだけれども、質問しているのと我々の思っている海辺の広場って場所が違うと思う。どこの場所を想定しているのか分からない」の声あり） その答弁のほうで誰か担当のほうから答弁、（「だから確認して」の声あり） 確認したいとい

うこと。その海辺の広場というのはどこを言っているかということ。

○町長（佐藤 仁君） 答弁の関係上反問権を使わせていただきますが、今お話を聞いていますと海辺の広場のことの御質問の中で、どこを想定して海辺の広場と言っているのか、我々の想定している海辺の広場と及川議員が言っている海辺の広場ってどうも何か違うような感じがしておりますので、どの場所を言っているのか改めてそれをお話をいただければ、担当課長のほうで答弁をさせたいと思います。

○議長（三浦清人君） 反問権を行使いたします。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 海辺の広場と通称言われると、私は本当の海辺、八幡川の子供たちが観察に行くところ、それを海辺の広場と思ってしまうんです。ところが先ほどから聞いているとこの海辺の広場というのはおさかな通り、かさ上げしたおさかな通り、そういうところを表記しているように説明の中では聞こえるんですけども。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） これまでかさ上げした場所についてのグランドデザインを含めて議員の皆様方にこの場所にこういうものをつくりますよということはずっとお示しをさせてきていただいて、海辺の広場につきましても、これまで議員さん方に御説明をさせていただいてまいりまして、海辺の広場と我々が言っているのはかさ上げをした、例えば分かりやすく言えばしおさい通りの一番海側の場所を、あそこを海辺の広場として整備をするということで、これまで議会で説明してきましたので、その場所のことを我々は言っておりますので、そこはひとつ誤解のないようにお願いを申し上げたいと思います。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） 処分物品の一般の町民等に希望を募っては、広報等に上げてはいかがという御質問でございますけれども、基本的に今回の物品につきましては、財産物件というような形で基本的に管理につきましては総務課管理の物品という形になりますので、総務課長のほうから答弁をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 20 ページ、21 ページの商工費の中の補正の内容でございますけれども、委託料と 18 節負担金及び交付金につきましては、組替えでありますので、国庫の動きはございません。一般財源で商工総務費で手当しておりますのは、商工総務費の中の 2 節から 4 節までの人事異動、あるいは 1 名増になった人件費の分でございます。（「要因は何なの。組替えした要因は何ですかということ」の声あり）

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（千葉 啓君） 組替えした要因について御説明申し上げます。この事業に関しては、4月の補正で当初各施設における既存の宿泊代金から3,000円分を値引くという業務を民間業者に委託するというスタイルを取っておりました。今回補助金のほうに異動したというのは、3点ほど理由がございまして、まず最初に既存の宿泊料金から3,000円を値引くという部分に関しましては、現金またはクレジットカードからの決済をもって事業者の方にお金が移動するんですけども、ちょっとそうなるとコロナの収束のめどが現在立たないという段階で、早急な事業者支援にならない可能性があるというのが1点。2点目がちょっとと言いましたけれども、コロナの収束のめどが不透明だということで、そうなると購入の選択肢が低くなるという可能性が2点目。3点目が昨今先月末に県のほうでGOTOTOトラベルの事業の内容が公表されました。前回の業務委託ということのクレジットカードの、現金、クレジットカードによる値引きということになると、GOTOTOトラベルとの併用が効かないということがございましたので、今回宿泊券ということで一定の期間をもってキャンペーンで宿泊券を売るということに事業を変えました。コロナ対策交付金の事業でございますので、年度内完了を目指して期間を定めて支出を明確にして直営と言われる、委託ではなくて町がやってほしいという補助金事業に組み替えたところでございます。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山内長弘君） 27ページの農業施設災害復旧費の実施箇所ということで御説明したいと思います。議案参考資料の46ページの上から順に御説明したいと思います。

まず戸倉字下道地内となってある箇所に関しましては、下道の6の3、用悪水路でございます。次に志津川字深田地内となっている部分については、志津川字深田7番地、ため池の部分でございます。入谷字桜沢地内となっている場所に関しては3か所ございまして、入谷字桜沢の367の2、あとは299の1、337の6ということで、いずれも河川、阿部材木店の裏側の川沿いと言ったほうがいいですかね。でございます。次に入谷字入大船沢地内となる部分に関しましては、入大船から横山峠、45号線に抜ける梨の木線の上り口付近から、林道入大船沢線、万太郎線のほうに行く林道なんですけれども、その入大船沢線の箇所でございます。最後なんですけれども、入谷字大船沢地内という部分に関しましては、町道大船沢線ということで、志津川登米線からこっちから上流に向かって走って行くと右折してちょうど大船沢線なんですけれども、そこから約500メートルぐらい行くとブロイラーをやっていらっしゃる方がいらっしゃるんですが、その沢沿いのところを位置してございます。以上です。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大森隆市君） 非課税世帯は何件かという御質問でしたけれども、世帯数というよりも受給者数で言うと 109、109。で厳密に言いますと 153 人の児童が対象になるということなんですが、その交付金については、児童扶養手当の受給者以外にもこのコロナ禍の中で収入が激減した家庭にも支給ができるという内容になっておりますので、見込みとして 160 人とさせていただきました。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それではキャビネットのほうから机、椅子、これやはり壊れたものを処分するのではないかから、まだまだ使えるものなので、今回は早かったと思うんです。もう少しどうやつたら工夫してあるものを使えるのかなという、そういうお考えに立ってもらいたいと思います。町のこれ財産ですからね。まだまだ使えるもの、椅子、机だと思われます。それを 385 万の委託料をかけて処分するというのもどういうものかという気持ちになりますので、この辺もう一度お考えをお伺いします。

それから次に、海辺の広場というのはそのしおさい通りのことだということですけれども、それはそれでしおさい通り、分かりました。ただ海辺の広場という名前を使う、申請のときから多分そうだと、補助を申請するときからその名前を使っているかと思われますけれども、やはりこの下の海辺の広場、実際の海辺の広場にもやはり子供たちがそうやって体験なり何かするので、足洗い場とかトイレぐらいは整備する必要があるのかなと思われますので、再度これをお伺いいたします。今後これら、海辺の広場、ここだけなのか、そういう下の海辺の広場の計画ですね、あるのかないのかお伺いいたします。

それから扶助費の関係です。やはりコロナ禍において女性の人たち、お母さん方なども仕事が激変したり何かしている人たちが多く出てきていると思いますので、ぜひこれは利用させて給付していただきたいと思います。

それから次の委託料ですね、先ほどの説明ですとコロナが収束するのが不明だということですけれども、やはりこれは当初から不明なことは分かっていると思うんです。そしてこの一般財源、国県支出金がなくて一般財源の中から充当するわけですけれども、これを見ると一般財源だということなんですけれども、この中にどのぐらい交付金が入っているのかお伺いします。

そして次には台風 19 号についてはこここの 46 ページのことということで分かりました。この中に梨の木線があるわけですね。以前この梨の木線の整備をずっと言われていた議員もいら

っしゃいますけれども、この梨の木線はこれでこの整備することによって、震災前のように通れるようになるのか、その辺あわせてお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 1点目の第二庁舎等の解体に伴う備品の取扱いなんですが、そもそもあの施設、備品もそうなんですが、震災後の応急復旧費という形で国から補助をもらって整備をしているものでございまして、それを第三者に渡すということになりますと、補助金の返還等がまいります。今回は応急復旧でやったものに対して一定の処分年限は来ていないものの、適化法の除外していただくという手続を踏んで処分をするといったようなものでございますので、そこは手續、取扱い上一般論としては分かりますが、そういった手續上補助金等も絡んでいるものであるということで、御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） 及川議員が今言われている部分につきましては、今回の事業の対象外ということになってございます。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（千葉 啓君） まず財源ですけれども、先ほど総務課長が話されたように、今回の財源の組替えでございますので、一般財源というふうに議員お話しされましたけれども、これはコロナの交付金でございます。この予算書には財源の組替えですので、それは記載されていないという、マイゼロということでございます。コロナ、最初から不明でないかという話ですけれども、もう1回お話ししますと、前の業務委託、これに関しましては現金またはクレジットカードによって宿泊日指定の予約購入でした。ですからそれをコロナが不透明ですので、それを宿泊券を売るという事業にして、この年度内のある一定の期間をもってそこは宿泊券を売って、そうすることによって宿泊事業者に早くその売った分の金額が渡ると。買ったお客様は宿泊券を買いましたので、コロナ収束後に自分の都合のいい日に宿泊をしてもらうと。もう一度言いますけれども、前の委託事業だと宿泊日指定ですので、そこはその日泊まったときにしかお金が事業者に行かないということでございますので、御理解願いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山内長弘君） 今回梨の木線は直接関係ないんですけれども、大船沢地内という部分については、梨の木線から入大船沢線に入っていったところの箇所ということでございます。ちなみに梨の木線、林道なんですけれども、この間私も通行しましたので、通行は

できるかと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） では13ページ、まちづくり推進費の中のスマートモビリティー実証プロジェクト管理運営業務委託料、国県支出金ということで半額が計上されていますけれども、ではほぼほぼ実証実験の内容なども具体的に決まっているのではないかと想像するわけですがけれども、どういった内容の実証実験が予定されているのか、計画されているのか、内容がもし分かるのであれば教えていただきたく思います。以上1点だけお伺いします。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） ではお答えをさせていただきます。スマートモビリティーの実証実験につきましては、令和元年度からの取組ということで、今回3年目を迎えるということになります。これまでいわゆるスマートモビリティー、車両自体を使った実証実験を2年にわたってやってまいりました。本年度の事業内容といたしますと、来年に向けて例えば道の駅を整備をしてございますので、道の駅の完成後にスマートモビリティーを導入していくという可能性について、今回はどちらかというとワークショップなどをやりながらどういったものを導入してくるかというような実証について取組を進めていく、次年度につなげていこうというような内容を今予定しているということです。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 話題づくりの一つになって大変いい内容だと思います。実際車両が導入されるのかなと思いますけれども、前回まで1人乗りということで、トヨタ自動車さんでしたですか。から御提供いただいたかと思いますけれども、課題として1人乗りではちょっとつまらないというか、できれば2人あるいは4人とか、複数名が乗れるような車両のほうが望ましい、それと日本の車両技術も進んでおりますので、いろいろと新しく電気自動車であるとか、いわゆる化石燃料を使わないタイプになっていくのかなと思いますけれども、具体的にこの車両が決まっているのか、それといつから導入されて実証実験が行われるのか、そのあたりも分かるのであれば教えていただきたく思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 今後できればそういう方向に進みたいということで、具体的なところを今年度かけて検証していくためのワークショップを開催するということなので、現時点において導入する車両が決まっているというような内容ではございません。先日お話の中でもハブアンドスポークというようなお話をとかありましたし、今技術が進みまして1人乗

り、2人乗り、そのほかにも自動運転の技術も進んでいるという状況もございますので、いろいろな角度から想定し得る内容を今年度詰めていって、次年度以降の事業につなげていきたいという内容でございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。次。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 何件かお聞きしたいと思います。今回の補正予算で民生費国庫補助金が821万あります。この支出として民生費の児童福祉費のほうの子育て支援ということで、非課税世帯に160件、先ほどからありましたが、なかなか子育て世帯、このコロナ禍の中で厳しい面が多々見受けられます。そういった中で、子供たちを預かる保育所、こども園、あと私立の保育所、こども園、その辺もなかなか取り巻く環境、厳しい状況にあります。そういった中で、さっき総務課長が話していた人数15名分が浮いたのでその分が予算として残ったと。そしてこの人が集まらない部分に保育士の状況も私は多々あると思います。そして今現在の中で民教のほうで保育所、こども園の聞き取り調査を行いました。そういった中でコロナ対策、そして子供たちの不安を取り除く活動、そういった面を一生懸命やっているんですが、限られた人数の中でなかなかそういった子供の見守りに関してはなかなか厳しいという話が聞こえてきました。そういった中で関連になりますが、要望として監視カメラ、その辺をぜひ町のほうで伊里前保育所にあるような監視カメラ、その辺の設置を町の残りの3つの施設、そして私立の保育所にもぜひ監視カメラが欲しいと話していました。その辺の今後町の考え方、本当関連となりますと、ぜひこの辺お願いしたいと言つていましたので、この場を借りて町のほうにお聞きしたいと思います。

あと今回私の質問の中に、歌津中学校の桜の木ということで、今回農林水産業費にその伐採費が計上されるのかなと思いまして、管財課長に聞きにいったんですが、そのときに今年度予算の中にその伐採費は入っていましたという説明を聞きました。その分私も予算書の見方、その辺に関してなかなか不得手なものがありまして、そして伐採費はもう予算の中で計上されていると。そういった中で入谷の桜の木、伐採した後のその利用なども町のほうでは考えているのか、その辺2点お聞きしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大森隆市君） 町内保育施設に監視カメラをということでございますけれども、民教の中でも私、お伺いしておりますけれども、伊里前保育所以外の施設について、やはり監視カメラは必要なのではないかということですけれども、本議会が終了しましたら改めて各施設を回ってみたいと思いますし、そこでその必要性がどれほどあるのかというのを1

回検証して、その上で予算化するかどうかというのを判断したいと思っております。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） 桜の木の伐採の費用につきましては、本年度当初予算で計上した旧入谷小学校校庭周りの分だけでありまして、その他の分は今のところ予算は計上しておりません。それから伐採した桜の木の利用に関しましては、今現在のその木の状況、それが切ってみないと分からぬという形でございますので、もし切った後に利用が可能な場合は必要な方に使っていただくということは考えられると考えております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 保健福祉課長の説明ですと、一緒に公立の保育所の所長さんから聞き取ったときに課長も聞いていて、いろいろ参考にしていたとは思うんですが、今後ぜひ私立の保育所、幼稚園、その辺の状況も聞いて、ぜひその辺実現できるものならば安全を担保するという感じの意味合いで、その辺よろしく今後御検討いただきたいと思います。

あと今子育て環境ということを取ってみれば、無償化ですね、保育の無償化があります。そのほかに各施設でもって今度は給食の提供というような、新たな問題も出ています。そういった中で南三陸町の給食センター、確かに小中全てで1,000食分の給食を賄っているという状況なので、保育所、こども園、そういった部分のそういう給食の負担、あとはアレルギーを持っている子供たちの給食の支援、そういうことを考えてみれば、町のほうでできないかというような話をもらいましたので、その辺は保健福祉課の課長が先ほど言っていましたが、防犯カメラ、あとは給食の提供、どんな状況に今後なれるのか。私立の幼稚園、保育所をどのように支援できるのか、その辺もぜひ調査検討していただきたいと思います。

次にあと入谷中学校の桜の木なんですが、今管財課長が話していましたが、伐採費は計上していないというような、最後に。それだけ頭に残っていたんですが、入谷公民館の環境整備ということで当初予算に計上したという話ですが、そうするとこの調査と伐採費はまだ予算として計上していないというような判断でよろしいでしょうか。そしてその桜の木とともにかくツタがはっている桜が老木なのであると。そういう面からもなかなかその桜の木の活用は難しいという話をしていましたが、被災した例えば神社の木などは多くの形に利用されています。清水地区でも清水の神社が津波被災を受けて、その杉の木を守り札として氏子に配ったとか、そういう考え方もありましたので、ぜひ入谷中学校の記念樹であり学校林でありますので、有効な使い方をぜひお願いしておきます。取りあえずはまだ計上されていないということで、今後計上されるというような考え方でいいんでしょうか。その辺お聞かせく

ださい。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大森隆市君） 各保育施設、幼稚園等に給食をということですけれども、まずもって学校給食センターにつきましては、これは文部科学省の管轄の施設でございまして、これにつきましては小中学校に限定される施設でございますので、そこから配給されるというのはなかなか難しいことがございます。しかしながら先ほど監視カメラ同様にまずその各保育所のそういった細かいところまでの状況を確認した上で、どこをどう工夫すればどうなるのかというのをしっかり検討を加えないと、この場でいろいろお話しすることができませんので、まずは現場をしっかり見て聞いて確認したいと考えております。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） 旧入谷中学校の校庭周りの桜の木の伐採の予算につきましては、今年度、令和3年度の当初予算でもう計上済みでございます。

それから伐採した木の利用につきましては、先ほど議員がおっしゃられたように、ツタ等が絡まっておりまして、そういう類いの木につきましては、樹勢が弱っているという形が言われておりますので、利用できるかどうかは伐採してみないと分からぬという形で考えております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 管財課長、ありがとうございました。予算は当初予算で計上しているということで、あと伐採に当たっては伐採してみないと桜の状況は分からないということなんですが、その辺何とかぜひ多くの地区民が入谷中学校を卒業していますので、そういう卒業生の皆さん、多くいますのでその辺の皆さんに何とか記念として残るようなものを計画して、公民館に何かそういったものを、切り株でも飾っておくというような形の方法もいろいろな方法がありますので、地区民の方と相談していただきたいと思います。

あとは保健福祉課長の話のとおりで、取りあえず現場を確認してから町として何ができるのか、どういった対策ができるのか、また防犯カメラを使わないでどういった監視ができるのか、その辺をぜひ検討してもらって、今後子供たちを扱っている施設に関しては十分な監視体制をお願いしたいと思います。すみません、関連の質問だったんですが丁寧なお答えをいただきました。ありがとうございます。

○議長（三浦清人君） 次に。ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 同意第 2号 南三陸町農業委員会の委員の任命について

日程第16 同意第 3号 南三陸町農業委員会の委員の任命について

日程第17 同意第 4号 南三陸町農業委員会の委員の任命について

日程第18 同意第 5号 南三陸町農業委員会の委員の任命について

日程第19 同意第 6号 南三陸町農業委員会の委員の任命について

日程第20 同意第 7号 南三陸町農業委員会の委員の任命について

日程第21 同意第 8号 南三陸町農業委員会の委員の任命について

日程第22 同意第 9号 南三陸町農業委員会の委員の任命について

日程第23 同意第10号 南三陸町農業委員会の委員の任命について

○議長（三浦清人君） 日程第15、同意第2号南三陸町農業委員会の委員の任命についてから日程第23、同意第10号南三陸町農業委員会の委員の任命についてまで。

お諮りいたします。以上9案は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって本案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお討論、採決は1案ごとに行います。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤仁君） ただいま一括上程されました同意第2号から同意第10号までの9件、南三陸町農業委員会の委員の任命についてを御説明申し上げます。

本件は、現在の農業委員会委員の任期が本年7月19日をもって満了することから、本年7月20日からの3年を任期として阿部あい子氏、阿部勝吉氏、阿部長喜氏、阿部博之氏、遠藤重幸氏、菅原博文氏、鈴木麻友氏、中島綾子氏、元木幸雄氏、以上9名を農業委員会委員として任命したいため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求

めるものであります。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（山内長弘君） それでは、一括議題とされました同意第2号から同意第10号農業委員会委員の任命についての細部説明をさせていただきます。

別紙の議案関係資料追加提案を御覧ください。

先般の同意第1号におきまして、南三陸町農業委員会の委員に占める認定農業者等または認定農業者に準ずる者の割合を少なくとも4分の1とすることについて、議会の同意をいただきましたので、今回上程いたしました農業委員、候補者9名につきましては、議案参考資料1ページから9ページまでの9名となっております。なお9名中認定農業者の2名につきましては、議案関係資料4ページ、同意第5号の阿部博之氏と6ページ、同意第7号の菅原博文氏でございます。認定農業者に準ずる者1名につきましては、議案関係参考資料3ページ、同意第4号の阿部長喜氏でございます。阿部長喜氏につきましては、国または町、地方公共団体の計画において位置づけられた農業者である個人であって、地域農業における中心的な役割を果たしているというもので、例外規定となってございます。

以上、前回同意いただきました4分の1規定につきましては、9名中3名ということで、クリアしているところでございます。なお、設置を義務付けられております利害関係者を有しないも者1名以上を入れるという規定につきましては、参考資料7ページ、同意第8号の鈴木麻友氏と8ページ、同意第9号の中島綾子氏でございます。

今回3名の新人候補者がおります。まず前段でお伝えしました7ページの鈴木麻友氏、1ページの阿部あい子氏、2ページの阿部勝吉氏、この3名が新人候補者でございます。

以上でございます。よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

初めに、同意第2号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければこれをもって討論を終結いたします。

これより同意第2号を採決いたします。

本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、同意第3号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより同意第3号を採決いたします。

本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、同意第4号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより同意第4号を採決いたします。

本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、同意第5号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければこれをもって討論を終結いたします。

これより同意第5号を採決いたします。

本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、同意第6号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより同意第6号を採決いたします。

本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、同意第7号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより同意第7号を採決いたします。

本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、同意第8号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより同意第8号を採決いたします。

本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、同意第9号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより同意第9号を採決いたします。

本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、同意第10号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより同意第10号を採決いたします。

本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

日程第24 請願1の1 御前下地内における水害対策に関する請願書

○議長（三浦清人君） 日程第24、請願1の1 御前下地内における水害対策に関する請願書を議題といたします。

本請願につきましては、産業建設常任委員会に付託をしており、その審査報告書が提出されておりままでの、職員をして朗読させます。局長。

○事務局長（男澤知樹君） それでは令和3年度6月会議請願陳情関係という書類をお手元に御用意ください。1ページ目でございます。朗読いたします。

令和3年5月19日、南三陸町議会議長三浦清人様。

産業建設常任委員長村岡賢一。

請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したので南三陸町議会議規則第91条第1項の規定により報告します。

受理番号請願1の1。付託年月日令和3年3月22日。

件名。御前下地内における水害対策に関する請願書。

審査の結果。採択すべきもの。

委員会の意見。水害の原因をあらゆる角度から慎重に調査した上で、側溝の断面確保の検討に加え、それ以外の水害対策の手法についても鋭意検討し、最も効果的かつ合理的な手法で実施する必要がある。

措置。町長に送付。

以上で朗読を終わります。

○議長（三浦清人君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。8番村岡賢一君。

○8番（村岡賢一君） ただいま局長が申し上げたとおりでございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより請願1の1を採決いたします。

本請願は採択と決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本請願書は採択と決しました。

日程第25 発議第1号 町道横断1号線の整備促進に関する要望書の提出について

○議長（三浦清人君） 日程第25、発議第1号町道横断1号線の整備促進に関する要望書の提出についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

○事務局長（男澤知樹君） 令和3年度6月会議議員提出議案という書類をお手元に御用意ください。1ページ目、朗読いたします。

発議第1号、町道横断1号線の整備促進に関する要望書の提出について。

提出者、南三陸町議会議員村岡賢一。賛成者、同上後藤伸太郎、同上千葉伸孝、同上星喜美男。

上記の議案を別紙のとおり南三陸町議会会議規則第11条第1項及び第2項の規定により提出します。

以上、朗読を終わります。

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。村岡賢一君。

○8番（村岡賢一君） ただいま局長が申し上げた町道横断1号線の整備促進に関する要望書に

ついて当町の町道横断1号線は、国道398号線を起点とする全長2,600メートルの路線であり、町内の入谷地区と町の市街地がある志津川地区や町内の他の地区をつなぐ重要な幹線道路であります。

当該路線は、事業着手までの間、財源等の諸課題によって、抜本的な交通安全対策が行われていなかった経緯があり、狭隘な区間が多く、消防車や救急車などの緊急車両や町民バスといった大型の車両のみならず、一般車の往来にも支障を来ておりました。

このため、当町においては、平成27年4月に国の社会資本総合整備交付金の採択を受け、現在、現道を拡幅すべく全事業区間のうち一部区間1,500メートルを第1期事業区間と定め、安全な道路交通の確保を主たる目的として、拡幅改良工事を行っております。

しかしながら、ここ数年当該事業の交付金の配分額が当町が要望する額に対し、3割にも満たない状況が続いている、思うような事業進捗が図られず、結果として当初に計画した事業の完了時期が大幅に遅れる可能性が示唆されております。

町民が安心して安全に生活できるまちづくりを計画的に進めていく責任の一端を担っている町議会として、当該事業の交付金の確保が当町の喫緊の行政課題であることを認識しておりますことから、国に対し町道横断1号線の整備事業に当たり、十分かつ継続的な財源を確保されますよう要望します。

以上、要望の内容の説明といたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（三浦清人君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより発議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26 発委第1号 消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会廃止にかかる決議について

○議長（三浦清人君） 日程第26、発委第1号消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会廃止にかかる決議についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。必要部分のみの朗読といたします。局長。

○事務局長（男澤知樹君） 令和3年度6月会議委員会提出議案という書類をお手元に御用意ください。1ページ目、朗読いたします。

発委第1号 消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会廃止にかかる決議について。

提出者、消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員長菅原辰雄。

上記議案を別紙のとおり南三陸町議会会議規則第11条第3項の規定により提出します。

以上、朗読を終わります。

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。12番菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会については、平成30年8月24日に開かれた第5回南三陸町臨時議会において、議員提案により特別委員会を設置し、これまで様々調査を行ってまいりました。4月末日にこれまでの経緯がいろいろありますけれども、裁判となって和解案が出され、それを町が受けて和解が成立し、当事者がその契約を履行するということでありました。4月末日でもって本当にそのとおり計画どおり実行されていたかを確認したところ、予定どおり納付されていたということを確認されましたので、我々調査委員会の目的は達成されたということで、特別委員会を廃止するものでありますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより発委第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27 議員派遣について

○議長（三浦清人君） 日程第27、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、議員派遣につきましては、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして令和3年度南三陸町議会6月会議を終了いたします。町長より挨拶がありましたら許可をいたします。町長。

○町長（佐藤 仁君） では会議の閉会に当たりまして一言御礼を申し上げさせていただきます。6月会議に提案をさせていただきました全議案につきまして、議員皆様方の特段の御配慮をいただきまして御承認、御同意を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げたいと思います。

さて御案内のとおり、昨年、1年4か月あまりコロナが発症しましてからそれぐらいの日数がたちます。国民生活、町民の生活ももちろんそうですが、国民の経済、町内の経済、共に大変厳しい状況が続いているということで、これまでコロナの対策を講じさせていただいてまいりましたが、おかげさまを持ちまして御案内のとおり27日からワクチンの接種が始まりました。大変担当含めていろいろ工夫を重ねながら、何とかスムーズに接種を行いたいということで、いろいろやってまいりましたが、おかげさまでスタートは非常に順調な接種のスタートということになりました。いずれにしましても順次皆様方も、今日菅原議員が接種でございますが、順次これから65歳以上の皆様方にも接種の日程がやってくると思います。私は来週接種ということになりますので、どうぞ皆様方、ぜひ決まった日程の中において接種を受けていただければと思います。また64歳以下の皆様方にも65歳以上の接種、高齢者接種が終了後、順次始まっていくと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

今月の19日は聖火リレーが南三陸町の会場で行われます。午後1時数分後から南三陸町役場をスタートいたしまして、約3キロ、18区間に渡ってさんさん商店街まで行って、さんさん商店街でミニセレブレーションを行うということになっておりますが、こういったコロナ禍でございますので、ミニセレブレーションも人数を少なくして行うということになっております。ぜひ聖火リレーを御覧いただきたいなと思いますのは、中学校1年のときに東京オリンピックがありまして、そのときの聖火リレーは国道4号線を走りました。我々沿岸部に住んでいる人間にとっては全く聖火リレーなんていうのは遠くはるかかなたの話でございましたが、今回はすぐ近くを聖火リレーが走るということでございますので、我々が生きているうちにあと二度と聖火リレーを見る機会もないと思いますので、どうぞ議員の皆様方にも聖火リレーを御覧いただきたいと。くれぐれも密にならないようにお願いを申し上げたいと思います。いずれ役場からさんさんまでは民家もございませんので、空き地がいっぱいあり

ますので、どうぞその辺で皆様方に車で乗りつけていただいて、そして沿道で手を振って激励をいただければと思います。どうもこの状況を考えますと、オリンピックはほぼ開催する方向で政府も考えているような感じもいたしてございますので、本当にパンデミックなど起こさないように、安全安心なオリンピックが運営されることを祈念をいたしまして私からの挨拶に代えたいと思います。

大変ありがとうございました。

○議長（三浦清人君） では、私のほうからも一言、大変長期にわたりましての6月会議、大変御苦労さまでございました。

その都度その都度の会議の議案書ですが、皆さんの要望に応えまして開催の3日前、土日が入ると5日前には配付をしているわけであります。どうかこれから会議に臨む際には、その時間がありますので、じっくりと事前の調査をしてから臨んでいただきますようお願いするところであります。

それから今朝お話ししましたように、監査委員のほうから随時監査の報告書とそれから財政援助団体の監査報告書が皆さん方に提出をしております。この件に関しましての1回目の協議会の際には、補助金の交付規則、それから交付要綱、それに補助金交付団体の協議会への協議会規則を配付しております。6月22日の全員協議会に臨む際には、それらをぜひ熟読してから臨んでいただきますことをお願いするわけであります。

以上であります。御苦労さまでした。

これをもちまして終わりました。これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後3時50分 散会